

北海道知的財産戦略推進計画

【令和8年度～令和11年度】

令和8年4月

北海道知的財産戦略本部

目 次

I. 背景

1. 北海道知的財産戦略本部の設立経緯及び推進計画の変遷・・・・・・・・・・ 2
2. 北海道知的財産戦略推進計画【令和8年度～令和11年度】策定のプロセス・・・・・・・・ 2

II. 知的財産活動を取り巻く動向及び計画策定方針

1. 知的財産の観点から捉えた政府及び北海道の関連政策等の方向性・・・・・・・・ 3
2. 北海道知的財産戦略推進計画【令和4年度～令和7年度】の活動実績・・・・・・・・ 4
3. 北海道地域の知的財産活動の状況・・・・・・・・・・ 10
4. 企業ヒアリング及び有識者ヒアリングの結果概要・・・・・・・・・・ 11
5. 次期推進計画の基本方針・・・・・・・・・・ 17

III. 北海道知的財産戦略推進計画【令和8年度～令和11年度】

- 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 戦略1 ターゲットを意識した支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 戦略2 施策、ヒト、技術の融合による価値創出・・・・・・・・・・ 20
- 戦略3 人材育成の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(参考資料)

1. 北海道知的財産戦略推進計画重点施策等の変遷
2. 知財財産の視点から捉えた政府及び北海道の関連政策等
3. 北海道知的財産戦略推進計画【令和4年度～令和7年度】の活動総括
4. 北海道における地域別知的財産活動の状況

I. 背景

1. 北海道知的財産戦略本部の設立経緯及び推進計画の変遷

平成15年3月、政府は我が国産業の国際競争力の強化の必要性に鑑み、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に知的財産戦略本部を設置し、同本部が平成16年5月に決定した「知的財産推進計画 2004」において、地域における知財政策推進の中核として、全国9カ所に地域知的財産戦略本部を設置することが提唱された。

こうした政府の動きに呼応し、北海道地域においては、従来から北海道、北海道経済産業局及び産業界が協力して知的財産に関する各種取組を展開してきた素地を活かし、知的財産制度の運用、普及啓発、利活用に関わる広範な分野の道内21機関の参画を得て、平成17年7月、北海道知事を本部長とする北海道知的財産戦略本部（以下「戦略本部」という。）が設置された。

戦略本部の推進計画として、平成17年度から平成25年度までの9年間の「アクションプラン」を、また平成26年度から平成29年度までの4年間の「新・アクションプラン」をそれぞれ策定し、さらに平成30年4月には「北海道知的財産戦略推進計画（平成30年度～平成33年度）」、令和4年4月には「同（令和4年度～令和7年度）」を策定、令和8年1月現在で27の構成機関が連携して継続的な取組を展開してきた。こうした流れの下、道内における知的財産の継続的な創造と戦略的な保護・活用に向けた具体的施策が推進され、今日に至っている。

2. 北海道知的財産戦略推進計画【令和8年度～令和11年度】策定のプロセス

令和8年度から4年間の推進計画の策定に当たっては、近年の政府及び北海道の政策の方向性や道内の知財活用動向、企業及び有識者へのヒアリング結果を踏まえ、戦略の柱立ての見直しを含めた検討を行った。

はじめに、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2025（以下「骨太方針」という。）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（以下、「成長戦略」という。）」、「強い経済」を実現する総合経済対策」、「地方創生 2.0 基本構想」、「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」、「中堅企業成長ビジョン」、「知的財産推進計画 2025」、「第3次地域知財活性化行動計画（改訂版）」、「特許行政年次報告書 2025年版」や、北海道の「北海道経済活性化基本方針」、「第4期北海道科学技術振興基本計画」、北海道経済連合会による「2026年度国の施策及び予算に関する要望書」を参照し、知的財産の観点から、政府及び北海道の関連政策等の方向性を整理した。

さらに、「北海道知的財産戦略推進計画（令和4年度～令和7年度）」の取組状況、背景にある道内の知的財産活動の現状、企業ヒアリングにより聴取した課題や支援ニーズ等を踏まえて素案を作成し、この素案をもとに、知財経営、スタートアップ支援、デザイン経営、プロモーション等に関する有識者から2回にわたるヒアリングを行った。

その結果を踏まえて、北海道知的財産戦略推進計画【令和8年度～令和11年度】（次期推進計画）を策定した。

II. 知的財産活動を取り巻く動向及び計画策定方針

1. 知的財産の観点から捉えた政府及び北海道の関連政策等の方向性

政府の「骨太方針」、「成長戦略」、「強い経済」を実現する総合経済対策、「地方創生2.0基本構想」、「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」、「中堅企業成長ビジョン」、「知的財産推進計画2025」、「第3次地域知財活性化行動計画（改訂版）」等、及び北海道の経済、科学技術に係る政策方針を示した「北海道経済活性化基本方針」、「第4期北海道科学技術振興基本計画」等を見ると、総じて知的財産に係る政策は地域経済の成長を支える重要な施策として位置づけられている。

次期推進計画の重点取組を検討するに当たり、これらの政府及び北海道の政策について、以下のとおり、知的財産の観点から基本的方向性について整理し、注視すべきキーワードを抽出した。

まず、政府においては、特許などの知的財産を「**稼ぐ力**の源泉」「生産性向上の鍵」と位置づけ、多様で卓越した研究成果を社会実装し、**イノベーション**につなげることで、未来の産業創造や経済成長と社会課題解決が両立することを目指している。

さらに、地域中核企業や変革期にある中小企業などの**ターゲットを意識**した**知財経営**の支援、**グローバル競争力の強化**、AI等の先端デジタル技術の利活用、安全保障にかかる**技術流出防止**、**オープン&クローズ戦略**に基づく新たな**国際標準戦略**の推進などを通じて、新たな知的創造サイクルの構築を掲げている。

あわせて、中小企業の**新規特許出願**の促進、**スタートアップ**への知財支援、地域団体商標による**地域ブランド**保護、農業分野の優良品種等の知財流出防止、GI登録による差別化・ブランド化の推進も重点施策としている。

一方、北海道では、デジタル産業、ゼロカーボン、食と観光などのポテンシャルを活かした産業振興や、北海道ブランドのさらなる磨き上げを進めており、知的財産に関する施策としては、知財マネジメントの確立と活用促進、農林水産分野におけるブランド形成の強化、経済のグローバル化を見据えた知的財産の保護などを重点に掲げている。

以上の政策動向から、次のキーワードが導かれる。

[稼ぐ力]、**[イノベーション]**、**[ターゲットを意識]**、**[知財経営]**、**[グローバル]**、**[技術流出防止]**、**[オープン&クローズ戦略]**、**[国際標準戦略]**、**[新規特許出願]**、**[スタートアップ]**、**[ブランド]**

次に、政府では、地域の稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済を実現するため、地域資源を最大限活用した高付加価値化を図る施策を結合すること、若者・女性・**産学官金労言土**など地域内外の**多様な主体が連携・協働**すること、**AI・デジタル技術**等の新たな技術を組み合わせることを掲げている。

さらに、知財経営支援を強化・充実化し、地域の稼ぐ力の向上につなげるため、地域の**支援ネットワークの連携強化**と地域企業のイノベーション創出を通じ、持続的な知財活用の促進を目指すモデル地域の創出に向けた取組を推進している。

あわせて、国・自治体・支援機関のネットワーク強化や施策の相互利用・シームレス化を推進し、知財支援**施策のシナジー効果**の創出を図るとともに、**知財経営支援ネットワーク**を通じた好事例の創出、伴走支援、人材育成も重点的に進めている。

一方、北海道では、**研究成果の活用**促進や知的財産の活用による研究開発の推進、産学官金等の多様な主体の協働による**共創拠点の形成**、関係機関の連携強化を掲げている。さらに、研究成果の企業への移転や事業化・実用化に向けたコーディネート機能の充実を進めるとともに、道のポテンシャルを生かしたデジタル産業の集積促進、ゼロカーボン北海道の実現などを掲げている。

以上から、次のキーワードが導かれる。

【産学官金労言士】、【多様な主体が連携・協働】、【AI・デジタル技術】、【支援ネットワークの連携強化】、【施策のシナジー効果】、【知財経営支援ネットワーク】、【研究成果の活用】、【共創拠点の形成】

さらに、政府では、中小企業等の稼ぐ力の源泉であり生産性向上の鍵となる知的財産について、その保護強化と活用促進を図る観点から、知財経営に関する**リテラシー向上**を掲げている。あわせて、INPIT、地方公共団体、商工会議所、地域金融機関、弁理士会などが連携し、**知財経営支援**を担う人材の育成を推進している。さらに、知財の創造・保護・活用を担う人材を育てるため、**知財教育**に関する取組の拡大も重視している。

一方、北海道では、**科学技術を担う人材**や、**未来を支える産業人材**の確保・育成を重点に掲げるとともに、未来技術を支える社会的・人的基盤の整備を推進している。

以上を踏まえると、次のキーワードが導かれる。

【リテラシー向上】、【知財経営支援人材の育成】、【知財教育】、【科学技術を担う人材】、【未来を担う産業人材】

2. 北海道知的財産戦略推進計画【令和4年度～令和7年度】の活動実績

次に、令和4年度から運用している現行推進計画の取組状況について総括する。現行推進計画においては、以下の5つの戦略と戦略毎の取組方針を掲げている。

戦略1：スタートアップ・中小企業等における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進

- ①スタートアップにおける知財マネジメント促進支援
- ②中小企業等の知財マネジメントの普及啓発と知財活動へのきめ細かな支援
- ③産学官・企業間の連携推進によるイノベーションの促進と知財活動の強化

戦略2：知的財産を活用した食・農業分野等のブランド形成の促進

- ①デザインや商標等を活用したブランド形成の促進
- ②地域団体商標制度、地理的表示（GI）保護制度の普及啓発と活用の促進
- ③地域ブランド形成に向けたコンテンツの利用促進
- ④優良な品種の育成・保護の強化

戦略3：経済活動のグローバル化に対応する知財活動の推進

- ①海外展開における知財リスク及び対策に関する普及啓発
- ②海外での商標冒認出願対策、模倣品・海賊版対策に関する普及啓発
- ③中小企業等の海外展開に対する知財支援の展開

④海外への技術流出防止に関する普及啓発

戦略4：人材育成及び知的財産学習支援の推進

- ①知財支援人材の育成・確保の推進
- ②中小企業等の人材育成支援
- ③学生等に対する知的財産学習支援の推進

戦略5：推進体制の充実・強化

- ①本部構成機関の総合力を活かした連携の促進及び支援情報の一元提供
- ②道内支援機関における知的財産分野の連携強化

各年度の戦略本部幹事会において構成機関から報告された資料をもとに、構成機関が令和4年度から令和7年度にかけて実施した事業について、上記の戦略及び取組方針に基づき整理した結果、「説明会の開催」、「窓口の設置・対応」、「個別訪問」、「専門家派遣」、「伴走型支援」、「情報発信・啓発・奨励・セミナー・イベント」、「侵害の水際対策・取締り」、「研修・講習・人材育成」、「資金的支援」、「マッチング・オープンイノベーション」、「ネットワーク形成・連携構築」などの多様な手法により、全体で144事業が実施された。

事業数は、同一機関が同一目的で複数年度にわたり継続実施した事業は1件として数え、次年度に事業名の変更を行ったもの、異なる戦略において実施したもの、及び他機関が類似の名称で実施したものは別事業として整理した。

以下に各戦略の目標と実施概要を示す。

なお、本計画内では、以下に記載する組織名の略称を使用する。

- ①経済産業省北海道経済産業局（以下、経産局）
- ②独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、INPIT）
- ③財務省函館税関（以下、函館税関）
- ④国立研究開発法人産業技術総合研究所北海道センター（以下、産総研）
- ⑤独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部（以下、中小機構）
- ⑥学校法人東海大学（以下、東海大学）
- ⑦日本弁理士会北海道会（以下、弁理士会）
- ⑧独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センター（以下、JETRO）
- ⑨農林水産省北海道農政事務所（以下、農政事務所）
- ⑩北海道（以下、道）
- ⑪北海道経済連合会（以下、道経連）
- ⑫北海道警察本部（以下、道警）
- ⑬一般社団法人北海道商工会議所連合会（以下、道商連）
- ⑭国立大学法人北海道大学産学・地域協働推進機構（以下、北海道大学）
- ⑮公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下、中小企業総合支援センター）
- ⑯一般社団法人北海道発明協会（以下、発明協会）
- ⑰北海道弁護士会連合会（以下、弁護士会）
- ⑱地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、道総研）

(1)戦略1 スタートアップ・中小企業等における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進

【目標】

道内中小企業・スタートアップ等の知財マネジメント意識を高め、知財を盛り込んだ経営戦略の策定による企業自身や大学・公設試・企業等が創造・保有する研究成果・知財の効果的な活用により、道内企業等の知財活動を活性化させる。

【内容】

中小企業等の知財マネジメントの普及啓発と導入促進に向けて、経産局、INPIT、中小機構、弁理士会、道、発明協会等が広範にわたる対象者をターゲットとして、支援窓口・相談窓口を通じた対応や情報発信、普及啓発を目的としたセミナー、イベント等を開催した。

スタートアップの知財マネジメントの支援策として、経産局、INPIT、北海道大学等が、専門家派遣や伴走型支援、マッチングなどのターゲットを絞った支援活動を実施した。

事業数では63事業が実施され、戦略本部事業全体の4割強を占めた。実施した手法を見ると、「窓口の設置・対応」が21事業、次いで、「情報発信・啓発・奨励セミナー・イベント」が18事業を占めており、様々な機関において幅広い対象者をターゲットとした事業が実施され、類似した事業も数多く見られた。

一方、「専門家派遣」や「伴走型・加速的支援」、「マッチング」などのターゲットを絞った支援活動も幾つかの機関において継続的に実施された。

総じて、中小企業・スタートアップ等における知財マネジメント意識の向上、知財活用促進に向けた事業は活発に行なわれたと言える。

この結果、現行推進計画の数値目標（以下「数値目標」という。）に対する実績は以下のとおりとなった。（令和7年度の数値は12月末現在、又は1月末現在）

・特許流通サポーターによる特許流通相談件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度目標 (参考 令和7年度目標)
相談件数	685件	790件	791件	726件	755件(735件)

・道内大学等における特許権等の実施許諾数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度目標 (参考 令和6年度目標)
実施許諾数	1,960件	1,821件	1,162件	-	880件(2,240件)

・INPIT北海道知的財産総合支援窓口における新規のスタートアップ・中小企業等に対する「相談件数」、「専門人材による支援件数」、「よろず支援拠点との連携件数」

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	年度目標
相談件数	456件	624件	548件	360件	570件
専門人材	26件	19件	19件	21件	30件
よろず支援	22件	12件	20件	7件	30件

- ・中小企業・ベンチャー企業における知財戦略構築を目的とした弁理士及び中小企業診断士等専門家による伴走型支援

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	年度目標
支援企業数	20社	20社	21社	16社	10社以上

- ・中小企業におけるビジョン及び新製品・新サービス創出等に資するデザイン経営導入支援

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計	4年間計の目標
支援企業数	2社	4社	-	-	6社	5社以上

(2)戦略2 知的財産を活用した食・農業分野等のブランド形成の促進

【目標】

企業等におけるブランド価値の創出を進めるため、中小企業等に対して「デザイン経営」の普及啓発及び導入支援を行う。地域ブランド形成に取り組む地域関係機関等において、知的財産権によりブランド価値を保護するという意識を高めるとともに、地域団体商標制度等の活用を促進する。優良な品種を保護するため、改正種苗法について関係者に周知を図る。

【内容】

経産局がブランド価値創出に向けたセミナーを開催したほか、デザイン経営のガイドブックを作成しデザイン経営の普及啓発を行った。また、地域ブランド確立促進事業等により、地域ブランドの育成、PRに取り組む組織等を個別に支援した。

経産局、INPIT、農政事務所、道、発明協会等が地域団体商標制度や地理的表示（GI）制度の先進事例を紹介し理解を深めるためのセミナー・イベントを実施したほか、活用を要望する自治体や地域の組織に対し、相談窓口による相談対応、個別訪問、専門家派遣による支援を実施した。

事業数では14事業が実施された。実施した手法を見ると、「情報発信・啓発・奨励セミナー・イベント」が10事業と最も多く、このほか、食品分野及び農業分野においてブランド形成に意欲的な企業等をターゲットとした、「個別訪問」、「専門家派遣」等の取組みが実施された。

この結果、数値目標に対する実績は以下のとおりとなった。

- ・地域団体商標及び地理的表示（GI）保護制度の累積出願（申請）件数

	令和4年度～7年度 の出願件数	令和7年度 累積出願件数	累積出願件数 の目標	累積登録件数 (参考)
出願件数計	10件	84件	70件	55件

- ・道内団体等に対する、地域団体商標制度及び地理的表示（GI）制度等の普及啓発にかかるセミナー等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	4年間目標
開催回数	19回	9回	3回	4回	35回	10回以上

(3)戦略3 経済活動のグローバル化に対応する知財活動の推進

【目標】

海外に向けて事業展開する道内中小企業における知財リスクマネジメント意識の高揚及び中小企業の海外展開を支援する。海外への技術流出防止等に関連するセミナー等について、道内の企業や大学、公設試等に広く周知を行い、道内の危機意識を引き上げる。

【内容】

グローバル化に対応した活動として、海外展開に関して、経産局、INPIT、JETRO、発明協会等がリスクマネジメントセミナーの実施、中小企業への専門家派遣、相談窓口における海外展開時の留意事項に関する相談者への助言を行った。また、JETROがセミナー・講演会等により海外の現地情報を提供するほか、模倣品対策、侵害対策等に係る資金的支援を実施した。さらに、特許庁及び経産局が、INPIT、JETRO及び中小企業総合支援センターを通じて中小企業等の外国出願費用の支援を実施した。

一方、海外からの防衛の視点では、函館税関が侵害物品の水際対策、差止申立制度について周知し、道警が技術流出防止対策の講話や相談対応、知財侵害事犯の取締りにより意識啓発を行った。また、農政事務所が植物品種等の海外流出防止に向けた説明を実施した。

事業数では33事業が実施された。実施した手法を見ると、「情報発信・啓発・奨励セミナー・イベント」が11事業、補助金等の「資金的支援」が10事業であったほか、「窓口対応」も継続的に実施された。

この結果、数値目標に対する実績は以下のとおりとなった。

・道内企業による国際特許出願件数及び国際商標出願件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度 目標
特許・商標計	114件	93件	95件	-	170件

・海外への技術流出防止等に関するセミナー等の周知活動

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	4年間計	4年間計 目標
周知回数	16回	23回	39回	32回	110回	15回以上

・INPIT知財海外展開プロデューサー及びJETRO海外プロデューサー等専門家の派遣

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	年度目標
派遣回数	5回	15回	7回	10回	10回以上

(4)戦略4 人材育成及び知的財産学習支援の推進

【目標】

知財支援人材のスキルアップ及び道内中小企業等における知財人材を確保するとともに、知財学習支援環境整備により児童・生徒に対しては創造性豊かな人材育成を図り、学生等に対しては

知的財産意識を高める。

【内 容】

経産局、I N P I Tが中小企業等の知財リテラシーの向上、知財に係る基礎知識の習得を図るための知財制度説明会や知財情報活用を促す研修を実施したほか、経産局、弁理士会、発明協会等が金融機関等の支援機関の知財人材育成のためのセミナーや伴走支援を実施した。大学発スタートアップ支援機関向けには経産局、北海道大学が知財研修事業を実施した。このほか、北海道大学がアントレプレナー教育を強化した。

青少年の創造性育成に向けた取組として、経産局、I N P I T、弁理士会、発明協会が高校、高専、大学等の学生の知財力を高める事業を実施した。発明協会が発明工夫教育連盟や少年少女発明クラブと協力し、小中学校の生徒を対象とした作品展を開催。道、北海道大学、道総研等が連携して「サイエンスパーク」を開催し、弁理士会や国の試験研究機関等も出展した。

事業数では24事業が実施された。実施した手法を見ると、「研修・講習・人材育成」が22事業と最も多く、中小企業や支援機関に対する知財知識習得のための事業が様々な機関で実施されたほか、コンテストや作品展などを通して青少年の創造性を養う取組も実施された。

この結果、数値目標に対する実績は以下のとおりとなった。

- ・各地域支援機関、金融機関等を対象に知的財産に関する知識を有し、支援機関へ橋渡しできる人材の育成を目的としたセミナー等の開催

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	4年間計	4年間計目標
計	9回	12回	11回	13回	45回	40回以上

(5)戦略5 推進体制の充実・強化

【目 標】

本部各構成機関の連携をさらに強化し、道内中小企業の知財に関する様々な課題に対応可能なワンストップ相談体制を構築するとともに、本道の知的財産戦略を推進する中核組織として各構成機関の施策を効果的・効率的に実施する。

【内 容】

経産局、I N P I T、中小機構、弁理士会、道、中小企業総合支援センター、発明協会等が窓口相談対応や伴走支援で知財分野の連携を強化したほか、中小企業等の知財マネジメントの普及啓発のため、経産局、I N P I T、弁理士会、道等が、中小企業経営層、金融機関向けに、知財経営の普及啓発のためのセミナー、勉強会、専門家派遣等を実施した。

産学官・企業間の連携推進によるイノベーションの促進と知財活動の強化のため、経産局、道、発明協会、道総研が共同研究、開放特許活用などの普及・啓発、ニーズ把握、マッチングを実施した。

戦略本部構成機関の協働した取組としては、経産局、道が中心となり、ホームページやメルマガによる情報発信、合同施策説明会の開催を行った。また、経産局とI N P I T、弁理士会等が

連携して、地域における知財支援ネットワークの強化を図るため、知財経営支援モデル地域創出事業を実施した。

事業数では10事業が実施された。実施した手法を見ると、「ネットワーク形成・連携構築」が6事業、「情報発信・啓発・奨励セミナー・イベント」が4事業であった。

(6)総括

現行推進計画に掲げた5つの戦略については、戦略本部構成機関の各機関が有する施策や機能を活用して、セミナーやイベントの開催、窓口相談や個別訪問など、多様な手法により数多くの取組が実施されており、戦略本部全体の事業実施状況としては活発に行われたと評価できる。

また、各戦略において掲げた数値目標に対する実績を見ると、令和4年度において新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、対面による活動を自粛した取組も一部で見られるものの、4年間を通してみると、目標を十分に上回る実績となった。一方、国際出願数については目標を下回った。その要因としては、各国への直接出願が本数値には含まれていないことが考えられる。一般的に、PCT出願やマドプロ出願といった国際出願制度は3カ国以上に出願する場合にコストメリットがあると言われており、また、早期の権利化を望む場合に、直接出願を行う利用者もいる。引き続き海外での知財権の保護活用に向けて、国際出願制度も含めた普及に努める必要がある。

なお、個々の取組を見ると、複数の機関が不特定多数の企業や個人等を対象とした、類似又は重複した内容の事業を行っている例も散見されることから、今後の事業展開においては、事業の目的、対象者、期待する効果等について、戦略本部構成機関及び関係機関が相互に情報共有、企画協力等を行い、これまで以上にターゲットを見据えた企画・運営を行い、効果的・効率的な事業展開を図ることが望まれる。

3. 北海道地域の知的財産活動の状況

北海道では、広大な大地や恵まれた自然を背景として、食と観光が基幹産業として位置づけられている。北海道の産業構造を総生産の構成比で見ると、全国と比べて、農林水産業、建設業、運輸・郵便業、保健衛生・社会事業の割合が大きく、製造業や情報通信業の割合が小さい。このうち、製造業については食料品製造業が製造業全体の工業出荷額の3分の1以上を占め、全国の4倍以上の割合となっているといった特徴がある。

一方、近年の設備投資状況を見ると、次世代半導体工場やデータセンターの立地、GX・AIスタートアップ拠点の整備、洋上風力促進区域の指定、宇宙関連産業の集積などの動きが活発化している。

こうした状況下、知的財産権制度の活用状況においては、北海道地域における過去12年間の産業財産権の出願数を見ると、特許・実用新案は全国と同様に減少傾向であり、意匠は全国が減少傾向にある中で北海道は横這い、商標は全国と同様に増加傾向にあるが増加率は全国の2倍となっている。

さらに、広大な面積を有する北海道において、地域毎の知的財産活動に関する取組の傾向を把

握するため、道総合振興局及び振興局のブロック単位について、特許庁公報（特許権、商標権、意匠権の設定登録があったときに発行）の2015年1月から2024年12月に発行された公報に掲載されている出願者の住所をもとに、特許、意匠、商標の地域別の出願件数を調査した。

地域比較にあたっては、北海道全体の特許出願の約3割を大学・研究機関等が占めており（北海道大学が毎年100件程度出願）、大学・研究機関等の有無が地域差に影響を与えることから、北海道全体の値から大学・研究機関等を控除した値を母数として、地域別の構成比を算出した。意匠、商標に関しては、いずれも北海道全体の1%未満であるが、整合性を取るため、同様の処理を行った。

特許に関しては、石狩地域が約7割を占め、次いで上川地域、十勝地域が多く、檜山地域、留萌地域はほとんど出願実績がなかった。

意匠に関しては、石狩地域が約7割を占め、次いで後志地域、上川地域が多いが、日高地域、檜山地域、宗谷地域、根室地域など、ほとんど出願実績がない地域も見られた。

商標に関しては、石狩地域が約7割を占め、次いで十勝地域、上川地域が多く、その他の地域においても、規模に差はあるものの毎年継続して出願実績があった。

活用実績の少ない地域においては、知財の活用事例を示しつつ制度への理解度を高める必要がある。

また、ブランド価値保護の視点から普及拡大に取り組んでいる地域団体商標及び地理的表示（GI）に関しては、令和8年1月現在で、地域団体商標登録件数は44件で、京都府、兵庫県に次いで全国で3位である。地理的表示（GI）登録件数は農林水産物・食品等の地理的表示が10件で、熊本県と並んで全国1位となっているほか、酒類の地理的表示が1件あり、合わせて11件が登録されている。

4. 企業ヒアリング及び有識者ヒアリングの結果概要

企業ヒアリングにより聴取した知財に係る現状認識や課題、ニーズを前述の1. 関連政策の方向性において導かれたキーワードに着目して、以下のとおり整理した（関連キーワードを括弧書きで付記）。有識者から得たコメントも記載している。

なお、企業ヒアリングは、北海道総合計画（2024年7月）においてポテンシャル分野として掲げる食品、農林水産、観光、デジタル、ものづくり、エネルギー、健康、航空宇宙等のうち、特許、意匠、商標等の活用実績が多い企業、出願実績の少ない地域未来牽引企業、商標出願に積極的な自治体、さらに企業を支援する金融機関を加え、32事業者に対して実施した。

また、有識者ヒアリングは、知財経営、スタートアップ支援、デザイン経営、プロモーション等に関する知見を有する以下に記載する6名の有識者から、次期推進計画策定において留意すべき点等について助言を得るため、それぞれ2回にわたって実施した。

(所属・役職)	(氏名)	(五十音順)
国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学 教授	内田 純一 氏	
株式会社ゲート 代表取締役	国井 美佐 氏	
児嶋国際特許事務所 所長弁理士	児嶋 秀平 氏	
理研興業株式会社 代表取締役	柴尾 幸弘 氏	

One ip 弁理士法人 代表弁理士
株式会社 I P ディレクション 代表取締役

中畑 稔 氏
土生 哲也 氏

新規特許出願

- 道内企業に知財活用の取組みを浸透させるのであれば、言葉をやわらかく、もっとわかりやすく発信すること。 (有識者)
- 埋もれてきた資源、有るはずの知を形式知化し、そこから新たな「創造」につなげることが大切。 (有識者)

知財活用の意義 (稼ぐ力、知財経営)

- 競合他社のサービスと比較し、特許を取得している機能、意匠を登録している画面の見やすさが好評で、競争優位性が得られている。また、システム開発の技術力が証明され、関係者の自信となったほか、顧客からの評価が高まった。 (デジタル分野A社)
- 商品販売の包装材等のコスト増に対応するため、新たな売り方、店頭展示方法として、商品を郵便で送れるパッケージ販売を考え、パッケージの意匠と商標を取得。この結果、同様の販売方法を考えていた他社からの受注も増え、売り上げ増につながった。 (ものづくり分野H社)
- 新製品の形状は、権利期間が長く、申請し易い意匠を数多く登録。類似商品が全国の小売店等で発見された場合、指摘し権利保護に役立っている。中国の協力会社で生産し日本国内向けに販売しているが、時折、中国の模倣品が国内で出回り、頭を悩ませていた。輸入差し止めができることを知ったので、今後活用したい。 (ものづくり分野B社)
- 海外企業に特許のライセンス許諾を行ったところ、相手企業がその技術を活用するための工場を建設した。技術の細部まで理解できていないことから、ジョイントベンチャーの申入れがあり、共同事業に発展した。 (ものづくり分野E社)
- 職務発明制度は20年以上経過しており、奨励金規程がモノの研究開発は対象だがシステム開発は対象外であるなど、当社の昨今の自動化技術導入の流れに合っていないため、制度改正を検討中。 (ものづくり分野C社)
- 企業経営に知財ありきの考え方は適切ではない。成長した企業が知財制度をきちんと活用していたと考えた方がよい。 (有識者)

スタートアップが求める支援 (イノベーション、ターゲットを意識)

- ベンチャー企業にとって、投資獲得に向けたアピールのために知財は必要不可欠だが、研究開発、特許権等の取得、権利の実施、活用など明確な知財戦略の構築はまだ途上段階にある。 (航空宇宙分野A社)
- 特許技術、研究開発のアイデアの源泉は、大手企業など顧客からのリクエスト。国の競争的資金を活用し、積極的に新技術の開発に取り組み、開発成果は特許出願を心掛けている。外国出願補助金について特許出願後の申請 (交付決定前の特許出願) も可とすることを要望する。 (ものづくり分野E社)
- 外国出願はPCT出願が大前提であり、国際調査による出願内容のフィードバックは有効。外国出願補助金について申請時期の柔軟性、補助金上限額の拡大を要望。大学への知財に係る支払いに負担感あり。大学発スタートアップが共に大学の知財を社会実装する仲間として頑張れる仕組みを要望する。 (健康分野B社)
- スタートアップ企業、ベンチャー企業、ゼブラ企業、ユニコーン企業など、それぞれの企業に

それぞれ異なった支援が必要。スタートアップ支援は、対象企業のステージやビジョンを俯瞰し、課題の本質を見極めて適切に必要な専門家への繋ぎができるコミュニケーターが必要。

(有識者)

産業財産権以外の知財（技術流出防止、オープン&クローズ戦略、国際標準戦略）

- 遺伝子診断サービスにおいては「遺伝子配列」が重要な知的財産。特許出願等をせずに秘密情報として徹底管理すべきことをINPIITの専門家から学んだ。こうした出願しない知財管理の事例を道内企業にもっと周知することが大切。(健康分野C社)
- 他社製品をOEM生産しているため、知財に関して複雑性が伴う。開発部門では、レシピ流出に気を配りブラックボックス化している原料もある。職務発明規程や報償制度はないが、今後、既存の従業員表彰に開発貢献を盛り込むことを検討したい。(食品分野A社)
- 特許を取得した技術の標準化に取り組み、JIS規格が制定され、長期計画として、国際規格取得を睨み、規格・販売戦略の策定や海外での模倣品対策を視野に置いた特許出願戦略を策定した。(建設分野A社)
- 当社の強みは、専門化された各種技術に応じて複数社に発注する業務を1社で受注し、製品製造から納品まで全工程において高い要求水準に応えることができる技術力と品質の高さである。各工程で技術力を磨き、こうした受注・生産体制を可能としている人材が当社の知的財産。(ものづくり分野A社)
- 種苗開発は極めてアナログな世界。地域の天候、環境、育種方法、栽培方法など、多様な要素の総和による生産のノウハウが知的財産。特許出願はしないが、商標は取得しブランド化。(農業分野A社)

海外市場開拓と知財（グローバル）

- 医薬品開発のグローバル展開にあたりPCT出願が大前提。収益が出た場合に納付する仕組みで外国出願補助金の上限拡大を要望。資金調達、アライアンス先の獲得において特許の価値評価の仕組みがあると良い。(健康分野A社)
- 東欧・中央アジアへの海外展開のきっかけは、JICA研修の受入れ。各国が抱えている課題を知り、当社の特許技術を活用したビジネスの可能性に気づき、現地政府等との協議、現地協力体制の確保に向けた取組を展開。(有識者)
- 食品の新商品開発において、開発部門としては国内外の市場動向や素材動向についての情報、海外展開を目指す場合は、海外の法令・規制、風習・宗教などを含む地域事情についての情報が欲しい。(食品分野C社)

地域資源の知財価値向上（ブランド）

- 地域の新事業・製品のブランド形成において、デザインや商標等の活用に加え、品質管理基準等の整備・運用を組み合わせることにより信頼性、経済価値の向上（価格決定への反映）に繋がった。こうした事例の周知が必要。(自治体)
- ホテル等においてアイヌ文様を使用する際、アイヌ文様等のアイヌ文化を知的財産として管理している組織にロイヤリティを支払って使用している。(観光分野A社)

知財支援ネットワークの活用（支援ネットワークの連携強化、知財経営支援ネットワーク、 施策のシナジー効果）

- 地域知財経営支援ネットワークで支援を受け、INPIIT、弁理士など横のつながりが広がっ

- たことが良かった。期間が短かったので1年半ぐらいあれば良かった。外国出願補助金の国内版が欲しい。商標の補助を要望。(食品分野E社)
- 資本提携を結んでいる大手企業の知財部門の協力を得て知財活動を展開しており、地域相談窓口や補助制度について無関心だったのが現状。今後の事業戦略等で自社のみで相談できる窓口、専門家は有効。(デジタル分野A社)
 - 現行の職務発明規程が20年以上前に制定され、モノの開発を前提とした奨励金制度となっており、近年の自動化に対応した制御ソフトなど無形のもの開発成果が考慮されていない。制度改正の検討が必要だが、類似事例についての情報不足が課題。(ものづくりC社)
 - デザインや商標等の活用に、品質管理基準等の整備・運用を組み合わせることを支援するという視点から、それぞれの専門家による連携支援も有効。(自治体)
 - 商標の取得についてINPI T支援窓口をWebで活用。知財に関する情報・知識、専門家とのネットワークが不足。定期的に助言する外部専門家の訪問、情報提供を要望。(ものづくりG社)
 - 商工会の出前経営相談で支援を受けた中小企業診断士から、パッケージ販売の意匠や商標による権利保護を勧められ、INPI T支援窓口を使い弁理士の支援を受けて早期権利取得を実現。知財に関する意識や知識の不足、費用負担が課題。(ものづくりH社)
 - 昨今はIPランドスケープもAIアプリでできる。その手前で、専門家を通じて、経営層、開発部門の知財に関する認識を深めたい。(航空宇宙分野A社)

産学官金の連携による支援(産学官金労言士、多様な主体が連携・協働)

- 創業者向け経営塾において知財を切り口としたプログラムの実施を継続。自社職員、支援先に向けて知財活用による経営面の有効性、知財に関する情報・知識を深める取組が必要。(金融分野C社)
- 特許取得した製品の公共分野での販路拡大に向けて、標準化戦略を掲げ、INPI Tの加速的支援を活用。弁理士、標準化専門家、ブランディング専門家が連携し、知財管理体制、開発・販売体制の整備等を支援。(建設分野A社)
- オープンイノベーション施設でスタートアップ等の利用企業に対し、弁護士による法律相談窓口を行っているが、知財の視点からの支援や相談対応は今後必要と認識。(エネルギー分野B社)
- 特許庁、経産局やINPI Tなどのホームページにはわかりやすい動画も多い。SNSを活用して、これらのホームページに誘導する導線があると良い。(有識者)
- 戦略本部の取組みを効果的に発信するにはワンストップの窓口となる1個のポータルがあると良い。SNSは発信量が鍵となり、文字を読まない世代向けにはインスタグラム、Xでショート動画を発信するのが良い。(有識者)

他者の知財を活用したオープンイノベーション(研究成果の活用、共創拠点の形成)

- 新規事業検討のため本州の展示会に参加した際、道外大学の紅茶に含まれる成分に関する特許に出会い、これを活用する商品の開発、商標取得に至った。また、この成分の機能性調査に関する道内大学との連携に繋がっている。(食品分野B社)
- 道総研の開放特許を活用した製品は、売上で見ると、総売上の3%に満たない商品だが、関係機関との連携において重要な製品という位置づけ。(食品分野F社)
- 大企業の開放特許活用をきっかけに特許化の大切さを認識。製品化に向け大学等と共同開発した改良技術は積極的に出願。(ものづくり分野F社)

- 4年前に補助事業で開放特許ビジネスマッチングを行い、道内中小企業が大企業の特許を活用し事業化に結び付いた成功事例が生まれた。その後も、毎年テーマを設定し自主事業で実施しているが、今後の継続については未定。(金融分野A社)

新技術の組み合わせ(AI・デジタル技術)

- 自社開発の野菜収穫機による信頼性の獲得を機に農機メーカーとの連携が開始。収穫対象野菜の多様化、スマート農業に対応した新規収穫機の開発にあたり、農機メーカーのほか、農研機構、道総研、大学とも技術連携を実施。新規開発技術については共同で特許を出願。(ものづくり分野I社)
- 寒冷地のエネルギー有効利用技術や総合エネルギーサービスの実績を活かし、大学とのカーボンニュートラル、GX関連の共同研究を積極的に実施。特許性のある研究成果については、権利保護の観点から共同で特許出願。(エネルギー分野A社)
- 共同開発により取得した特許について、水力発電所に対し営業を行い、DX化の流れを追い風に採用が拡大。別途、自社開発して取得した特許について、他社にライセンスし広めていきたい。(デジタル分野C社)

企業各階層の知財意識(リテラシー向上)

- 大学との共同研究により原料の抽出法を開発し特許を取得。社長自らパッケージデザインや商標出願を行っており、海外イベント出展が増える中、模倣品対策や機密管理を含め、社員の知財意識向上が必要。(食品分野D社)
- 特許や商標などの権利以外のことも含めて、知財の重要性についてもっと学ぶことが必要。Web研修は学びの質・量が少なく感じるので、会社に来てくれる対面の社内研修を希望。(食品分野B社)
- 特許出願は社長が素案を作成し弁理士と意見交換をしながら仕上げているのが現状。将来を見据え、社員における出願に関する知識や弁理士とのコミュニケーション能力の習得が必要。(ものづくり分野E社)
- 大学発ベンチャーとして創業し、経産省等の研究開発支援制度を活用して、産学共同開発を継続し、その成果を特許出願。知財管理は社長(元大学教員)と同大学出身の幹部2名により研究開発・出願を検討し、東京の弁理士事務所を活用して対応。知財担当人材の不足が課題。(ものづくり分野D社)
- 昨今、特許や意匠、商標について、きちんと調べずに警告文があるなど、対応に無駄な時間と費用を要している。社会・世間全体の知財のリテラシーを上げるべき。(ものづくり分野B社)
- 弁理士に任せている、あるいは任せざるを得ない中小企業こそ、経営者の知財経営リテラシーの向上に向けた支援、知財に関する知見が組織的に蓄積される体制整備の支援が必要。(ものづくり分野F社)
- 専門家を活用したIPランドスケープを通じ、経営層、開発部門の知財認識を深めたい。経営層には知財マネジメントについて、開発部門の職員には知財の権利化の短縮に繋がる知識を習得させたい。(航空宇宙分野A社)
- 弁理士をお呼びし、社員一丸となって知財の知識を高め、秘密保持の社内制度を整備した。(デジタル分野C社)
- 開発部門の一般従業員向けに、派遣型で知財研修を行って欲しい。IT企業向けのケーススタディなどがあれば受けたい。(デジタル分野B社)

自治体、支援機関の知財意識（知財経営支援人材の育成）

- 自治体の職員は異部門への人事異動が多く、知財の経験・ノウハウが定着しにくいことから、組織的な知財リテラシー教育が有効。（自治体）
- 非金融サービス部門のビジネスマッチング、事業承継、経営コンサル、補助金アドバイスなどは手数料収入があり、毎年伸びているが、知財相談はインセンティブがないため受け身。組織として職員にインセンティブを与える工夫が必要。（金融分野B社）
- スタートアップの支援者に求められるのはピンポイントな対応ではなく、事業成長全体を支援するマインド。キャリアアップによる支援スキルの向上とマインドの醸成を両輪にした支援者に対する支援が必要。（有識者）
- 埋もれてきた資源、有るはずの知を形式知化し、そこから新たな「創造」につなげることが大切。この可視化のために「デザイン経営思考」が必要。地域で持っている知的資産をプロダクト、デザイン、Web、商品等の形にして可視化し、地域の顔が見えるようにすることが大切。自治体をもっと動くことが大切。（有識者）

青少年創造性育成活動への関わり（知財教育、科学技術を担う人材、未来を担う産業人材）

- 大学の若手研究者から研究テーマを募り、寄付講座に準じた形で、研究活動に協力しているほか、小中学生向けに楽しい実験や施設見学を通じエネルギー・環境問題について学ぶ出張授業や施設見学を実施。（エネルギー分野A社）
- 地元の高校、小中学校から会社見学の要請があり、積極的に受け入れ。（ものづくり分野I社）
- 小学生の創造性育成、知財への関心を持たせるには、親が子供の興味、関心に応えられるようにすることが大切であり、そのためには親に対する教育が必要。（有識者）
- 小中高生向けアントレプレナー教育の枠の中で「攻め」と「守り」の観点からINPI Tや経産局が関わることや塾と連携して保護者向け理系セミナーを実施することを検討してはどうか。（有識者）

5. 次期推進計画の基本方針

本章の1. から4. にて示した政策の方向性、現行計画の取組実績、道内の知財活動の状況、企業及び有識者へのヒアリングの結果等を踏まえ、前述のキーワードに着目しつつ、次期推進計画において取り組むべき内容の大きな柱立てとして「ターゲットを意識した支援」、「施策、ヒト、技術の融合による価値創出」、「人材育成の強化」を掲げ、この3つを重点戦略とする計画を作成する。

戦略1：ターゲットを意識した支援

知的資産は誰もが有し、どこにでも存在し、色々な形で活用されている。埋もれた知的資産は知財制度の活用により形式知化することで、新たな価値を産み出す可能性を秘めている。道内で成長が期待される知的資産の芽が目標とする方向にすくすくと伸びるように、ターゲットを意識した効率的・効果的な支援を行う。

- (1)知財制度活用による新規出願等の促進
- (2)革新的な技術やアイデアに基づくイノベーションの支援
- (3)オープン&クローズ戦略の理解促進・活用支援
- (4)グローバル化に対応した海外展開の推進
- (5)地域資源の知財価値・ブランド力の向上・普及啓発

戦略2：施策、ヒト、技術の融合による価値創出

強い経済を実現するためには、政府、自治体、産業界、大学・研究機関、支援機関等が様々な角度から持てる力を結集することが重要。知財政策のみならず事業支援に係る各種施策の融合、知財保有者のみならず多様な関係者の融合、新技術と従来技術及び新技術間の融合を促し、知的資産の価値を最大限に活かし新たな価値の創出を図る。

- (1)知財経営支援ネットワークと専門家連携の強化
- (2)産学官金労言士の連携・協働による地域知財活用成長モデルの創出と発信力強化
- (3)大学・研究機関、大企業等の知財によるオープンイノベーション創出支援
- (4)AI、デジタル、ロボット等の新たな技術の融合促進

戦略3：人材育成の強化

強い経済を支える最大の資源は人材である。地域経済・社会を構成する全ての人材が、それぞれの立場で、知財との関わり方や知財の創造・保護・活用の意義について理解を深め、現在そして将来にわたって個々の活動に活かすことができるよう、必要な知識習得の機会の提供や機運醸成に向けた支援を行う。

- (1)企業の知財リテラシー向上
- (2)産業支援機関、自治体等における知財人材のスキル・マインドセットの向上
- (3)青少年の創造性育成及び知財意識向上に向けた支援
- (4)教育機関、教育関係者を対象とした知財に関する理解促進

Ⅲ. 北海道知的財産戦略推進計画【令和8年度～令和11年度】

基本的考え方

北海道には、積雪寒冷の厳しい冬と闘いながら、生活と経済の礎を築いてきた開拓の歴史がある。この中で、独自の建築技術や除雪技術、寒冷地での作物栽培を可能とする農業技術、雪冰冷熱や地中熱を活用したエネルギー関連技術が生まれてきた。また、北海道の基幹産業である農水産・食・観光においてブランド力向上や高付加価値化を目指し、新たなブランドやデザインが生み出されてきた。その結果、数多くの知的財産が存在している。

北海道内の知的財産活動の動向を見ると、特許・実用新案の出願は全国と同様に減少傾向、意匠出願は横這いの傾向にあるものの、商標出願においては全国に比べ大幅な増加傾向を示しており、さらなる増加が期待される。

加えて、近年においては、次世代半導体工場やデータセンターの立地、GX・AIスタートアップ拠点の整備などにより、北海道の産業構造を大きく転換するチャンスが到来している。一方で、経済安全保障の観点からの機微情報の流出防止対策、インターネットの普及による模倣リスクの拡大など、注視すべき課題も存在する。

こうした背景を踏まえ、次期推進計画では、戦略本部構成機関の総合力を活かし、知財活動に意欲的な企業をさらに後押しするとともに、知財に対する理解を深め、潜在的な知的資産の価値を顕在化させ、新たな技術やアイデアの創出を促すことにより、北海道における知的財産活動を活発化し強い経済の実現を目指す。

戦略1 ターゲットを意識した支援

(1) 知財制度活用による新規出願等の促進

知財制度の活用は、技術力や独創性の証明、競争優位性の確保、知的資産の権利保護、新規パートナーの獲得、共同事業への発展など多くの効果が期待され、他社の権利を侵害して訴えられる可能性などのリスクを回避することにもつながる。しかし、道内の出願状況を見ると、知財制度活用の意義が十分に浸透しておらず、企業規模や業種、地域等により認識に差があるのが実態である。

インターネットの普及により情報流通が加速する中、競争力強化と事業保護の観点から、企業活動における知財制度の活用はこれまで以上に重要な要素となる。

そこで、これまで出願したことのない企業や活用実績の少ない地域の企業等が知財制度を活用する意義について理解を深めるための取組や権利取得を推進するための支援を強化する。

(2) 革新的な技術やアイデアに基づくイノベーションの支援

道内ではスタートアップ創出の動きが活発化しているが、農業・フードテック、航空・宇宙、

バイオ・ライフサイエンス、環境・エネルギー、AI・ロボティクスなどのディープテック分野の企業が多く、知財は経営戦略上の重要な要素となっている。なお、近年、技術の高度化や社会課題の複雑化により、企業が外部の知や技術を取り入れながら新たな価値を生み出す重要性が増していることから、他大学や研究機関の技術シーズを社会実装につなぐスタートアップの強化も求められている。

そこで、スタートアップ企業等における知財戦略の策定や新たなパートナーシップの構築など、技術シーズから起業、アーリー、ミドルステージなどのフェーズに応じて直面する課題に対応した支援を実施する。

(3) オープン&クローズ戦略の理解促進・活用支援

企業が競争力を確保するためには、自社技術を市場形成につながるオープン領域と、独自性を維持するクローズ領域に適切に分けて活用することが重要である。普及させたい技術は標準化や特許ライセンスによってオープン化し、競争力の源泉となる技術はノウハウや営業秘密によりクローズ化することが求められる。道内企業でも、自社の特許技術をJIS規格に組み込みつつ、標準化の範囲外のノウハウをクローズして差別化する事例も見られる。

そこで、事業領域の特殊性に応じた知財戦略の深化をねらう企業に対し、経済安全保障の観点から営業秘密・ノウハウの秘匿による技術流出防止の重要性を周知するとともに、知財と標準化を組み合わせて市場創出とシェア拡大を両立させる事業戦略について情報発信を行い、企業の戦略的行動を後押しする。

(4) グローバル化に対応した海外展開の推進

経済活動のグローバル化の進展や人口減少に伴う国内需要縮小を背景に、企業が海外市場に目を向ける必要性が高まっており、対象国の社会課題や市場動向、ビジネス上の留意点などの情報を適切に把握できる環境が重要である。また、現地での冒認出願対策や模倣品・海賊版対策、さらに、現地企業や従業員による技術・ノウハウの盗用や流出といった知財リスクへの対策も求められている。農業分野でも、GIの取得・運用や海外向けライセンス、防衛的ライセンスなど、品種保護と輸出促進を両立した知財対応が求められている。

そこで、海外市場における知財制度や海外で知財を実施化し事業展開する上での留意事項等について、海外展開支援機関のノウハウやネットワークを活用した情報提供を充実させるとともに、外国出願など知財権の獲得に向けた取組の支援を強化する。あわせて、農業分野の品種保護やGI、防衛的ライセンスなど輸出と連動した知財活用を促進する。

(5) 地域資源の知財価値・ブランド力の向上・普及啓発

豊富で新鮮な食材、雄大な自然と美しい景観などの地域資源をもとに、食と観光が北海道の基幹産業として持続的に輝きを増していくためには、デザインや商標などを活用して地域資源の潜在価値を高め、ブランド力を強化することが重要である。また、映像等のコンテンツによる発信力を活かし、地域の魅力を効果的に届ける取組も求められている。

そこで、北海道の強みである農水産・食・観光などの地域資源を高付加価値化・差別化するため、商標や意匠等を活用したモデル事例を発掘・創出する。また、ブランド力強化のためにコンテンツを利用した地域の魅力発信を促進する。

戦略2 施策、ヒト、技術の融合による価値創出

(1) 知財経営支援ネットワークと専門家連携の強化

強い経済の実現に向けて、企業等の経営戦略構築や競争力強化に関わる支援が関係省庁、自治体、各関係支援機関の連携により進められており、知財支援は其中で重要な役割を担っている。経産局では、政府が推進する特許庁、中小企業庁、I N P I T、日本弁理士会、日本商工会議所の連携による知財経営支援ネットワークに、さらに自治体、地域支援機関を加えた知財経営支援モデル地域創出事業を展開し、道内の地域における支援ネットワークの構築に取り組んでいる。

そこで、特許庁、中小企業庁、I N P I T、弁理士会、商工会議所などの既存ネットワークと自治体や地域支援機関との連携強化を図り、窓口相談対応や専門家派遣、研修・人材育成、資金的支援等、各種支援策の補完性と連続性を高める。各種施策で活躍する道内外の弁理士、弁護士、中小企業診断士など多様な専門家の協力を得て、企業の経営課題に対応する新たな仕組みを検討し、知財支援施策のシナジー効果を強化する。

(2) 産学官金労言士の連携・協働による地域知財活用成長モデルの創出と発信力強化

道内では次世代半導体、データセンター、GX・AIスタートアップ拠点、商業宇宙港等の整備が進み、経済安全保障を支える物資・サービスの供給拠点形成が進められている。また、日本の食料供給基地としての価値を背景に、デジタル・ものづくり、GX・洋上風力、航空宇宙、食・観光といった産業の集積も進展している。こうした動きをさらに加速させるためには、事業シーズや地域資源を有する企業・大学等に加え、地域内外の若者や協力企業、支援者など多様な主体が連携し協働する気運を高め、あわせて新たな人材を呼び込む流れを作ることが望ましい。

そこで、産業界、大学・研究機関、行政、金融、労働団体、報道機関、土業など地域の多様な主体が連携し、知財活用による成長モデルの創出と発信力を高める取組を実施する。

さらに、こうした情報を伝えたいターゲットに応じた的確に届けられるよう、様々な手法を選択・活用した広報を展開する。

(3) 大学・研究機関、大企業等の知財によるオープンイノベーション創出支援

道内では、開放特許のライセンスを活用した中小企業の製品開発や、大手企業の協業ニーズに対し大学研究者やスタートアップが提案した技術シーズによる共同開発の事例が生まれ始めている。こうした動きを促進するため、金融機関や行政等の支援機関によるマッチング機会の提供や特許流通を促進する専門家による仲介等の支援が進められているが、事例が現れつつある今こそ、この好機を逃さず取り組みを一層推進していくことが重要である。

そこで、中小企業等が大学、大企業等の開放特許の活用をきっかけとして、新製品・サービス

の事業化に結び付き、さらに新たな共同研究に発展し、その成果が新たな知財として権利化される好循環の仕組みを後押しする。

(4) AI、デジタル、ロボット等の新たな技術の融合促進

道内は全国平均を上回る速さで人口減少・少子高齢化が進み、あらゆる産業で労働力不足が深刻化している。このため食・観光をはじめ、次世代半導体や再生可能エネルギー関連などの成長分野においてAI、デジタル、ロボット等の新技術を積極的に活用し、生産性とサービスの質を高めることが重要である。また、従来技術と新技術の融合により新たな製品・サービスの創出が期待され、とりわけ社会実装が進む生成AIについては活用の拡大と併せて、新たな知財の創造、保護の観点から動向を注視する必要がある。

そこで、北海道地域が一体となってDX、GX等を推進していることを踏まえ、農林水産業のスマート化を始め、半導体関連分野や観光・サービス業等において、先端技術の活用による新たな製品・サービスを実現する知財の創造や権利化を促進するためのマッチング等の取組を実施する。

戦略3 人材育成の強化

(1) 企業の知財リテラシー向上

道内には、中小企業の代表者自らが技術開発や新製品開発を進め、弁理士等の専門家を活用して、特許や商標等の出願に取り組む企業が見受けられる一方、専門の知財担当者を置く企業は非常に少ない。そのため、知財制度を理解し、専門家と適切に連携できる人材の育成が課題となっている。また、海外展開や輸入製品との競合、模倣品対策、情報漏洩リスクへの対応など事業内容に応じた機密管理の重要性についても、企業全体での意識向上が求められる。

そこで、企業の事業領域に関わる経済安全保障の視点や知財活動状況を考慮し、経営者・管理部門向け、開発・営業部門向け等、各層の求める水準に応じた理解と意識向上のための研修、勉強会等を展開する。

(2) 産業支援機関、自治体等における知財人材のスキル・マインドセットの向上

道内各地の産業支援機関や自治体では、企業の創業から日常の経営課題まで幅広い相談に対し支援が行われている。しかし、支援先企業が自社の知的資産の価値や知財の視点から解決すべき課題に気づかず、見過ごされている例が少なくない。支援機関には地域企業の埋もれた知の価値について気づきを与え、知財として形式知化し、新たな創造へつなげる役割が期待されている。

そこで、地域産業を支える支援機関や自治体の職員が知財の視点から、支援先企業の課題や強みについて気づきを与え、適切な支援活動につなげるスキルの蓄積と企業と伴に走るマインドの醸成を目的とした組織的な研修活動の充実を図る。

(3) 青少年の創造性育成及び知財意識向上に向けた支援

道内では、人口減少と若年層の流出が進む中、将来の地域経済を支えるため、次世代を担う青少年の創造性を育むことが重要な課題である。これまでに小中学生向けの作品展等やものづくり体験、高校生向けの知財教育などに取り組んできたが、より多くの青少年がこうした学びに接することができるよう、取組の拡充が求められている。

また、青少年の創造性育成に対する関心の高まりから、企業による出前授業や見学受け入れの協力も増えている。しかし、活動を一層充実させるためには、産業界や行政・支援機関による支援体制の強化が不可欠であり、大学生や高専生が指導者として参加することも期待される。

そこで、青少年の創造性と知財への興味・関心を高めるため、青少年の作品展やコンテスト、ものづくり教室、知財学習等の取組の充実を図るとともに、これらの活動に対する産業界や行政・支援機関・大学生等の参画・支援を促進する。

(4) 教育機関、教育関係者を対象とした知財に関する理解促進

道内では、高専や専門高校などで知財教育が広がりつつあり、教職員の意識向上も見られる一方、小中学校では普及が限定的で、教員が知財創造教育に取り組むための環境が整っていない。こうした中、柔軟にカリキュラムを組むことが可能な塾等においては、探求学習やSTEAM教育に積極的であることから連携の可能性は高い。

そこで、学校教育に携わる関係者の知財（特許・商標・意匠・著作権など）に関する基本的知識への理解を深めることの重要性を踏まえ、関係機関や教育現場と連携しながら、研修機会の提供を検討する。

(参考資料)

参考資料1 北海道知的財産戦略推進計画重点施策等の変遷

平成17年度～平成18年度

アクションプラン
第1フェイズ

- 本部の立ち上げ及び協力体制の整備
- 本部ホームページの開設
- 北海道知的財産情報センターの開設

平成19年度～平成21年度

アクションプラン
第2フェイズ

- 中小企業における知財戦略の策定支援
- 地域団体商標制度の利用促進
- 企業・大学・公設試等が持つ特許の活用促進
- 地域版ワンストップサービス機能の整備
- 企業支援機関等における相談人材の増加・スキルアップ

平成22年度～平成25年度

アクションプラン
第3フェイズ

- 企業における知的財産経営及び大学等が創造する知的財産の活用の促進
- 北海道の強みを活かした知的財産による地域ブランドの確立
- 海外との経済交流の拡大に対応した知的財産の保護
- 知的財産に関する相談体制の強化
- 知的財産関連人材の育成及び知的財産教育の推進

平成26年度～平成29年度

新・アクションプラン

- 中小・ベンチャー企業における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進
- 企業の海外展開に対応した知的財産の保護
- 知的財産を活用した地域ブランド形成支援
- 人材育成及び知的財産教育の推進
- 推進体制の充実強化

平成30年度～令和3年度

北海道知的財産戦略推進計画
[平成30年度～平成33年度]

- 中小企業等における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進
- 企業の海外展開に対応した知的財産の保護
- 知的財産を活用したブランド形成支援
- 人材育成及び知的財産学習支援の推進
- 推進体制の充実強化

令和4年度～令和7年度

北海道知的財産戦略推進計画
[令和4年度～令和7年度]

- 中小企業・スタートアップ等における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進
- 知的財産を活用した食・農業分野等のブランド形成の促進
- 経済活動のグローバル化に対応する知財活動の推進
- 人材育成及び知的財産学習支援の推進
- 推進体制の充実強化

令和8年度～令和11年度

北海道知的財産戦略推進計画
[令和8年度～令和11年度]

- ターゲットを意識した支援
- 施策・ヒト・技術の融合による価値創出
- 人材育成の強化

参考資料2 知的財産の視点から捉えた政府及び北海道の関連政策等

以下の政策等について、知的財産に關与する項目を抜粋又は要約し、資料 2-1～2-12 にまとめ、この中から知財戦略推進計画を検討するにあたって、着目すべき内容を、【ポイント】として列記した。

資料 2-1 経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太方針）

資料 2-2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（成長戦略）

資料 2-3 「強い経済」を実現する総合経済対策

資料 2-4 地方創生 2.0 基本構想

資料 2-5 小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）

資料 2-6 中堅企業成長ビジョン

資料 2-7 知的財産推進計画 2025

資料 2-8 第 3 次地域知財活性化行動計画（改訂版）

資料 2-9 特許行政年次報告書 2025 年版

資料 2-10 北海道経済活性化基本方針

資料 2-11 第 4 期北海道科学技術振興基本計画

資料 2-12 北海道経済連合会による「2026 年度 国の施策及び予算に関する要望書」

資料 2-1 経済財政運営と改革の基本方針 2025（通称：骨太方針）

令和 7 年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2025」から、知財政策に大きく関与する項目を抜粋し、以下に記載した。

第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の実行

中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。

2. 地方創生 2. 0 の推進及び地域における社会課題への対応

(1) 地方創生 2. 0 の推進 ～令和の日本列島改造～

② 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

様々な「新結合」を全国各地で生み出すことにより、地方経済に活力を創出し、我が国の潜在的な成長力を引き出していく「地方イノベーション創生構想」として、地域の食や伝統産業に、文化芸術、スポーツ、コンテンツやスタートアップを組み合わせるなど、関係府省庁が連携した支援により、地域資源を最大限活用した高付加価値化を図る「施策の新結合」、若者や女性や産官学金労言士など、地域内外の様々な関係者が連携・協働、地域外の新たな人材を呼び込む「人材の新結合」、イノベーションの果実である AI・デジタル技術等の新しい技術を組み合わせる「技術の新結合」に重点的に取り組む。輸出・海外展開の一体的な支援、観光地の高付加価値化、農林水産業のスマート化、日本産酒類の輸出拡大、地域金融力の強化、スタートアップを生み出すエコシステムやその拠点の形成も行う。

資料 2-2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（成長戦略）

政府では、令和 3 年 10 月、内閣に「新しい資本主義実現本部」を設置し、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義の実現に向けたビジョンを策定している。令和 7 年 6 月に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」から、知財政策に大きく関与する項目を抜粋し、以下に示す。

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の推進

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化

と活用促進に取り組む。

(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

資料 2-3 「強い経済」を実現する総合経済対策

令和7年11月に閣議決定した、「強い経済」を実現する総合経済対策の中から、知財政策に大きく関与する項目を抜粋し、以下に記載した。

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

1. 経済安全保障の強化

(1) 戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化

(AI・半導体、造船、量子、フュージョン、バイオ、航空、宇宙等)

AI利活用の加速的推進、AI研究開発力の戦略的強化、AIガバナンスの主導、AI社会に向けた継続的変革の方針に基づき、大胆な規制改革を含む施策を内外一体で進め、国内研究開発の強化と社会実装の促進を図る。

AIの競争力をハード面で支えるのが半導体とデータセンターである。世界需要が大きく増大している半導体製造は更なる成長が見込まれる産業分野であり、熊本県や北海道などにおいては、既に地域経済を支える基幹産業とも言える存在になっている。

5. 未来に向けた投資の拡大

(1) 先端科学技術の支援

科学技術・イノベーションは国力の源泉であり、経済成長を加速させ、社会課題を解決する原動力である。また、特許など知的財産は稼ぐ力の源泉・生産力向上の鍵となるものである。多様で卓越した研究成果を社会実装し、イノベーションに結び付け、未来の産業創造や経済成長と社会課題の解決が両立する社会を目指す。このため、官民連携で社会実装や研究開発を着実に実施する。

(2) スタートアップ支援強化とコンテンツ分野、文化芸術及びスポーツの振興

大学発・高専発のスタートアップや起業家人材・経営人材・デジタル分野の地域若手ト
ップ人材の育成等に取り組み、地域のイノベーション創出を図る。グローバル・スタート
アップ・キャンパス構想を推進するため、拠点施設の整備、運営法人の設立に向けた必要
な法制上の措置の具体化を図り、イノベーション・エコシステムのハブの構築を目指す。

資料 2-4 地方創生 2.0 基本構想

令和7年6月に閣議決定した、今後10年間を見据えた「地方創生 2.0」の方向性を提
示した基本構想の中から、知財政策に大きく関与する項目を抜粋し、以下に記載した。

6. 政策パッケージ

(2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生

～地方イノベーション創生構想～

②人材の「新結合」：多様な主体の連携による地域の支援体制の構築とイノベティブな人
材の呼び込み

地方公共団体や地域企業等が、課題に応じた適切かつ高度な支援サービスにアクセスで
きるよう、地域の多様な主体の力を掛け合わせ補い合うことで、高度な支援体制を構築す
るとともに、全国の各支援機関が互いに連携できるよう、支援機関のネットワークの構築
を進める。あわせて、地方に、新たなイノベーション・エコシステムや産業集積を生み出
していくため、エコシステム等形成の中核となるイノベーション拠点の整備を、まちづく
りや生活環境の改善と併せて積極的に行うことで、地方に熱意あるイノベティブな人材
を呼び込む。

v. 知的財産の戦略的活用に向けた地域の支援体制の構築

革新的な製品・サービスを、地域での付加価値創出につなげる重要な経営資源である知
的財産が、地域企業においても活用されるよう、独立行政法人工業所有権情報・研修館の
機能の地方展開等に取り組み。また、同法人、地方公共団体、商工会議所、地域金融機関、
弁理士会等関係者が連携して「知財経営支援ネットワーク」の取組を更に進めるとともに、
知財経営支援人材の育成を進める。また、特に農林水産分野では、優良品種等の知的財産
の流出防止に向けた管理の徹底、権利化やGI登録による差別化・ブランド化を推進する
とともに、農業知財の専門家による伴走支援体制を整備する。

資料 2-5 小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）

中小企業庁では、小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業の振興に関する施策の総合
的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画を定めており、小規模企業をめぐる
情勢の変化を勘案しつつ、概ね5年ごとに見直しを進めている。令和7年3月に閣議決定
した「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」から知財政策に大きく関与する項目を抜粋し、以

下に示す。

第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針

2. 基本的考え方

(新たな需要が喚起される分野について)

特産品や観光コンテンツの開発、販路開拓といった攻めの取組に加え、地域ブランドの保護等の守りの取組を進める必要がある。

(需要を見据えた経営力の向上について)

経営者が経営に必要なりテラシー(経営戦略・経営管理・会計・労務管理・知的資産・知的財産等)を高めていくとともに、経営者自らが将来の経営計画を策定する必要があり、・・・

3. 4つの目標

(1) 需要を見据えた経営力の向上

経営に必要なスキル・知識は、経営戦略・経営管理・会計・労務管理・知的資産・知的財産・IT・意思決定力・実践力など多岐にわたるが、経営者によって得手・不得手があり、また必要なものも異なることから、小規模事業者が仲間とともに学び合う環境を提供するとともに、必要となるリテラシーを高めていくための取組を進め、経営者自身の自己変革への挑戦を促していく。

(3) 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進

地域のブランド化を促進し、外部からの需要を取り込むため、特産品や観光コンテンツの開発、それらの販路開拓といった攻めの取組に加え、地域団体商標を活用した地域ブランドの保護等の守りの取組を促進する。

第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策(15の重点施策)

1. 需要を見据えた経営力の向上に係る重点施策

(重点施策1) 経営者のリテラシー(経営戦略・会計・知的財産等)向上

・ 知財経営リテラシーを向上させるため、特許庁、中小企業庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「工業所有権情報・研修館」という。)、日本弁理士会、日本商工会議所による「知財経営支援ネットワーク」を活用し、セミナー開催や専門家派遣等を行う。

(重点施策3) 需要開拓・新事業展開

・ 認定経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組(商談会・展示会・即売会等への出展支援、ECサイトを通じた販路開拓等の支援、新商品開発支援、製品・商品・サービスの付加価値向上支援、知的財産の保護・活用に関するセミナー開催・相談対応等)への支援を講じる。

・ 特許権等の保護・活用のため、特許庁による特許料等の減免や、工業所有権情報・研修

館による相談対応等を行う。

(重点施策4) 取引適正化対策

・「知財経営支援ネットワーク」の参加機関と知財Gメンとの情報共有を促進し、知財取引の実態把握を進めるとともに、「知的財産取引に関するガイドライン」の普及等を行う。

3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進に係る重点施策

(重点施策10) 地域経済の活性化

・地域ブランドを地域団体商標として出願するに当たっての制度や活用事例の説明・専門家からの助言、地域ブランドを外国に商標出願する際の支援等を講じる。

4. 支援体制の整備その他必要な措置に係る重点施策

(重点施策13) 支援機関の体制・連携強化

・「知財経営支援ネットワーク」を活用し、よろず支援拠点や工業所有権情報・研修館によるI N P I T知財総合支援窓口等の連携強化による、知的財産の保護や活用に係る相談対応や支援等を講じる。

第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2. 小規模事業者の努力等

小規模事業者の事業の拡大や持続的な発展のためには、小規模事業者自らの経営戦略に基づく取組が不可欠である。その方向性としては、前述のとおり、経営に必要なリテラシーの向上、経営者自らの経営計画の策定、知的財産の保護・活用を含めた需要開拓・新事業展開、価格交渉のための競争力強化といった需要を見据えた経営力の向上や、新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化等の経営資源の有効活用、人材の育成・確保・活用について、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努める。

資料2-6 中堅企業成長ビジョン

政府が、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行における中堅企業の重要性を踏まえ、中堅企業の役割や課題、官民で取り組むべき事項を令和7年2月にまとめた「中堅企業成長ビジョン」の中から、知財政策に大きく関与する記載を抜粋し、以下に示す。

4. 中堅企業の自律的成長を阻害する課題と官民で取り組むべき事項

(2) 伴走支援・ソフトインフラ

④ イノベーション

中堅企業、とりわけ製造業では、研究開発に積極的な企業ほど付加価値額が高く、ニッチ分野のコア技術を強みに周辺技術の獲得やローカライズ化を進めることで成長に繋げており、研究開発や新事業展開は成長の重要な要素である。中堅企業は、大企業とは異なり研究開発や新事業展開に必要な人材・設備・技術等を自社で保有することは難しい一方で、スピーディーに経営判断を行い易く、外部との機動的なオープンイノベーションの素地を備えている。他方、取引先、大学・公的研究機関、スタートアップや知的財産（以下「知

財」という。)・標準の専門家との連携に関して、中堅企業の成長段階に応じた適切なパートナーに巡り会えていない現状にある。そのため、中堅企業が、目線の高い研究開発等の目標を掲げた上で、共同研究開発・知財標準戦略策定にかかる適切なパートナーへアクセスできる環境を構築することが重要である。

政府は、中堅企業の野心的な研究開発や新事業展開の後押しに向け、イノベーション促進に資する税制の活用や具体的なイノベーション促進策の在り方の検討を進めるとともに、大学・公的研究機関との連携や研究開発プロジェクトへの参画を促進する。さらに、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や産業技術総合研究所等の国立研究開発法人が、様々な研究機関間の結節点となる役割を果たすべく、中堅企業支援に関する中長期目標を設定する。その上で、工業所有権情報・研修館（INPIT）や NEDO による知財・標準活動の助言等や、新市場創造型標準化制度 40 の活用促進により、中堅企業が保有する先端技術等にかかる知財・標準活用を後押しする。

資料 2-7 知的財産推進計画 2025

政府の知的財産戦略本部が令和 7 年 6 月に作成した「知的財産推進計画 2025」の概要について以下に示す。

まず、これまでの知財戦略を振り返りつつ、我が国の競争力の現状や我が国の有する「知的資本（技術力、コンテンツ力、国家ブランド力等）」の再確認を行った上で、「IP トランスフォーメーション」と銘打ち、グローバルな競争力の強化や循環経済の実現など、国内外の社会課題の解決を図る「新たな知的創造サイクル」の構築を目指すこととし、これを実現するために以下の 3 本柱に沿った取組を示している。

第 1 の柱：イノベーション拠点としての競争力強化

第 2 の柱：AI 等先端デジタル技術の利活用

第 3 の柱：グローバル市場の取込み

さらに、知的財産の重点施策として、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」等の視点ごとに現状と課題、施策の方向性を以下のとおり整理している。

1. 知的財産の「創造」

(1) 知財・無形資産への投資による価値創造

(2) AI と知的財産権（日本企業の AI 利活用率を概ね 100% まで向上）

(3) 創造人材の強化・ダイバーシティの実現（知財創造・保護・活用に携わる知財教育に関する取組の拡大）

2. 知的財産の「保護」

(1) 技術流出の防止（情報漏洩の発生抑制や情報セキュリティ等の確保）

(2) 海賊版・模倣品対策の強化（国内からの出版物海賊版へのアクセス低減、水際措置の推進）

(3) 産業財産権制度・運用の強化

(4) 地域における知財保護（約 1.4 万社以上の中小企業の新規出願を促進、農林水産物・食品輸出額を 2030 年に 5 兆円）

3. 知的財産の「活用」

(1) 産学連携による社会実装の推進（大学知財ガバナンスガイドラインの普及）

(2) スタートアップ支援（スタートアップへの知財面からの切れ目ない支援）

(3) 新たな国際標準戦略

(4) データ流通・利活用環境の整備

4. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ

(1) 新たなクールジャパン戦略の実装

(2) コンテンツ戦略

今後、知的財産を戦略的に創造、保護、活用することにより活力ある経済社会を実現するとともに、日本ファンの外国人を増やし、日本のソフトパワーを強化していくため、政府のみならず、産業界、大学等の関係者が一丸となって、本計画に基づく施策を着実に実行していくことが求められるとしている。

資料 2-8 第 3 次地域知財活性化行動計画（改訂版）

特許庁では、2016 年 9 月に 2019 年度までの「地域知財活性化行動計画」を策定し、中小企業における知財の取得・活用を促進させるとともに、イノベーション創出を支援するための様々な施策を実施している。さらに、2020 年 7 月から「第 2 次地域知財活性化行動計画」を推進し、そこで明らかとなった課題を解決し、企業の知財活用の動きを加速させるため、第 3 次行動計画（2023-2025 年度）では、以下の 3 つを基本方針として設定し、推進している。

基本方針 1：ターゲットを意識した支援の実践強化と地域における価値創造の促進

- 自治体等が支援している地域の中核となる企業や変革期にある中小企業をターゲットに、それぞれの状況に応じた知財経営の実践を支援することで、中小企業の経営資源の掘り起こしや活用を通じた、地域における価値創造に寄与する。
- 中小企業に対し、知財経営の実践への支援から得られた効果的な知財の活用方法等を、INPIT をはじめとした関係機関と連携して、モデル的な成功事例として周知することにより、企業の知財活用の底上げとともに、支援の在り方もアップデートを図っていく。

基本方針 2：中央と地域における中小企業に対する知財支援のシナジーの創出

- 局・自治体・地域の関係機関の連携及びネットワークの強化を図り、知財を中心とした企業支援の広がりや深化を加速させていく。
- 関係機関の支援施策の相互利用やシームレスな利用を推進し、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで、施策効果の向上を図る。

基本方針3：KPI（重要成果指標・アウトプット）の設定・共有と支援施策への活用

- 中央では、中央 KPI を設定・推進するとともに、知財活用アクションプランによる具体的な取組を推進。
- 中央 KPI として設定する中小企業等への支援では、関係機関との連携による支援実施に加え、支援後の結果分析まで実施し、分析結果を地域へフィードバックすることで、取組の地域への浸透を図る。
- 地域では、自治体の産業振興ビジョン等を踏まえた地域 KPI を設定・推進。
- 各関係主体が PDCA サイクルを回しながら検証を行い、その情報を他の関係主体に共有することで、関係主体間で活動状況を相互に把握。

資料 2-9 特許行政年次報告書 2025 年版

特許庁作成の「特許行政年次報告書 2025 年版」に掲載されている第3部施策一覧から、地域施策と関連が深い施策を抜粋し、（ ）内に具体的な支援策を整理した。

第5章 多様なユーザーへの支援・施策等

1. スタートアップへの支援（知財アクセラレーションプログラム、IP BASE、スーパー早期審査など）
2. 中小企業への支援（知財金融促進、IP ランドスケープ支援、デザイン経営など）
3. 大学等への支援（iAca、iNaT、アカデミア知財支援窓口）
4. 地域における支援体制（知財戦略本部、知財経営支援ネットワーク、知財経営支援モデル地域創出）
5. 海外展開支援（海外出願支援、知財侵害対策、知財係争対策、海外権利化支援、支援窓口など）
6. 知的財産制度の普及啓発活動（つながる特許庁、知財制度説明会、産業財産権専門官）
7. 情報提供による支援（特許情報プラットフォーム、外国特許情報サービス、開放特許情報DBなど）
8. 料金面等における支援（個人・中小企業・大学等を対象とした特許料・審査請求料の減免など）
9. 相談業務による支援（INPIT 知財総合支援窓口、農林水産業に係る知財相談体制の強化など）
10. 海外出願人への支援（特許庁サイトでの発信など）
11. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組（意見交換会）
12. 多様性と包括性に関する取組（イノベーション創出環境に関する知見の発信など）
13. その他の支援・取組（知財経営の普及・実践支援、O I モデル契約書、いんぴっとONEなど）
14. 特許庁の情報システムにおける取組（システム開発、デジタル戦略、特許庁業務にお

けるAI活用)

第6章 人材育成に向けた支援・施策

1. 知的財産人材の育成（知財教材・参考書の普及、知財力開発校支援事業、パテントコンテストなど）
2. 知財功労賞及び内閣総理大臣感謝状

資料 2-10 北海道経済活性化基本方針

北海道では、令和5年7月、感染症対策が見直される中、コロナ禍を通じて起きた変化を追い風に、直面する各種課題への対応の継続はもとより、エネルギーや経済安全保障への貢献といった視点も踏まえつつ、北海道のポテンシャルを最大限活かし、本道経済の活性化に向け、新たに「北海道経済活性化基本方針」を策定している。以下に施策の柱建てと主な取組を示す。

1. 本道のポテンシャルを最大限発揮するDXやGXの推進
 - (1) 未来に挑戦するデジタル産業の集積促進
 - (2) 環境と経済が好循環する「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組の加速
2. 北海道ブランドの更なる磨き上げと戦略的なプロモーション
 - (1) 北海道が誇る食の価値の更なる向上と戦略的な販路・輸出拡大
 - (2) 北海道観光の復活と飛躍
3. 足腰の強い地域経済の構築と未来志向の産業振興
 - (1) 中小・小規模事業者の経営基盤の強化等による地域経済の活性化
 - (2) 本道の強みを活かした産業の創出・振興
 - (3) 国内外からの企業誘致・投資促進
4. 未来を支える人づくりの推進
 - (1) 地域経済を支える人材の確保と北海道らしい豊かで働きやすい環境づくり
 - (2) 本道の未来を担う産業人材の育成
5. 社会経済情勢の変化への機動的対応
 - (1) 価格高騰等経済対策（令和5年5月～）
 - (2) その他本道経済に大きな影響が生じた場合における柔軟かつ機動的な対応

資料 2-11 第4期北海道科学技術振興基本計画

北海道では、北海道科学技術振興条例に基づき、道、大学等、事業者、支援団体、金融機関等及び道民が適切な役割分担のもとで、本道の科学技術振興を図るための基本的な目標及び施策などを定める計画を策定している。令和5年3月に、「第4期 北海道科学技術振興基本計画」が策定され、令和5年度から9年度まで、この計画に沿って、本道の科学技術振興

政策が推進されており、基本的取組を以下に示す。

1. 北海道の特性を活かした研究開発の推進

- (1) 研究開発体制の充実・強化／(2) 基礎研究と応用・実用研究との調和／
- (3) 人文科学と自然科学の融合

2. 道における研究開発等の推進

- (1) 研究開発の推進と外部資金の確保／(2) 研究成果の活用促進／(3) 知的財産の活用

3. 科学技術を支える人材の確保・育成

- (1) 科学技術を担う人材の確保・育成／(2) 未来技術を支える社会的・人的基盤の整備／
- (3) 研究者の資質向上と確保／(4) 研究と法律・経営等の両方に精通した専門人材の確保・育成／
- (5) 若手研究者が活躍できる環境の整備及び女性研究者の活躍促進／(6) 優れた研究開発等の表彰等／
- (7) アントレプレナーシップを備えた人材の育成と道内大学等卒業者の道内就職率の向上

4. 産学官金等の多様な主体による協働の推進

- (1) 北大リサーチ&ビジネスパーク構想の推進／(2) 地域における共創拠点の形成／
- (3) 関係機関の連携の強化

5. スタートアップの推進

- (1) 北海道発のスタートアップの創出／(2) スタートアップ・エコシステムの構築に向けた取組

6. 研究成果の企業への移転及び事業化・実用化の推進

- (1) 産学共同研究の推進／(2) コーディネート機能の充実・強化

7. 連携プラットフォームによる活動の推進

8. 知的財産の創造、保護及び活用

- (1) 知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進／(2) 農林水産分野におけるブランド形成の促進／
- (3) 経済のグローバル化に対応した知的財産の保護

9. 科学技術コミュニケーション活動の促進

- (1) 科学技術に触れ、親しむことができる機会の創出

資料 2-12 北海道経済連合会「2026年度 国の施策及び予算に関する要望書」

北海道経済連合会では、令和7年5月、2026年度の国の施策及び予算編成にあたり、54項目にわたる要望事項を国の関係省庁に対して提出した。本要望書の柱立てを以下に示す。

A. GX・ゼロカーボン北海道の推進・エネルギー安全保障への貢献

B. 次世代半導体産業の集積形成

- C. 食産業・農林水産業の発展による食糧安全保障への貢献
- D. 観光立国実現への貢献
- E. DXの推進による産業振興と地方創生・地域課題解決
- F. 人口減少の緩和と多様な人材の確保・育成
- G. 北海道の持続的発展を支える社会資本整備と強靱化

【ポイント】

- 特許など知的財産は稼ぐ力の源泉・生産力向上の鍵となるものである。多様で卓越した研究成果を社会実装し、イノベーションに結び付け、未来の産業創造や経済成長と社会課題の解決が両立する社会を目指す。 (「強い経済」を実現する総合経済対策)
- 地域の中核企業、変革期にある中小企業等ターゲットを意識し、状況に応じた知財経営の実践を支援し、経営資源の掘り起こしや活用を通じた、地域における価値創造に寄与する。 (第3次地域知財活性化行動計画(改訂版))
- グローバル競争力の強化やAI等先端デジタル技術の利活用、グローバル市場の取込みにより、国内外の社会課題の解決を図る新たな知的創造サイクルの構築を目指す。 (知的財産推進計画 2025)
- 安全保障の重要性が拡大しており、安全保障に係る技術流出防止措置を講じることは重要な課題であり、技術流出対策の適切な執行や対象技術の調査分析等が必要である。 (知的財産推進計画 2025)
- 様々な領域・分野において、敢えて国際標準化しないという選択肢も含めた、包括的な国際標準戦略が不可欠。例えば、オープン&クローズ戦略に基づき、規制対応、標準化活動、知財管理、ノウハウ秘匿など様々な要素を組み合わせ、あるいは適切に使い分けることが必要。 (知的財産推進計画 2025)
- 新たな権利取得の観点では、中小企業が知財で稼ぐことを目標とし、約1.4万社以上の中小企業が新規に特許出願等することを促す。 (知的財産推進計画 2025)
- スタートアップへの知財面からの支援策を通じて、スタートアップ育成を推進する。 (知的財産推進計画 2025)
- 地域のブランド化を促進し、外部からの需要を取り込むため、特産品や観光コンテンツの開発、それらの販路開拓といった攻めの取組に加え、地域団体商標を活用した地域ブランド

の保護等の守りの取組を促進。

(小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期))

- 農林水産分野では、優良品種等の知的財産の流出防止に向けた管理の徹底、権利化やG I登録による差別化・ブランド化を推進。農業知財の専門家による伴走支援体制を整備。
(地方創生 2.0 基本構想)
- デジタル産業、ゼロカーボン北海道、食と観光等、北海道のポテンシャルの発揮、北海道ブランドのさらなる磨き上げ。
(北海道経済活性化基本方針)
- 農林水産分野におけるブランド形成の促進、経済のグローバル化に対応した知的財産の保護。
(第4期北海道科学技術振興基本計画)
- 地域資源の高付加価値化を図る施策の新結合、若者や女性や産学官金労言士など地域内外の様々な関係者が連携・協働する人材の新結合、AI・デジタル技術等の新技術を組み合わせる技術の新結合など、様々な「新結合」を全国各地で生み出し、地域の稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済を創生。
(骨太方針)
- 知財経営支援を強化・充実化し、地域の稼ぐ力の向上につなげるため、地域の支援ネットワークの連携強化と地域企業のイノベーション創出を通じ、持続的な知財活用の促進を目指すモデル地域の創出に向けた取組を実施。
(知的財産推進計画2025)
- 地域の多様な主体の力を掛け合わせ補い合うことで、高度な支援体制を構築。全国の各支援機関が互いに連携できるよう、支援機関のネットワークを構築。
(地方創生 2.0 基本構想)
- 関係機関の支援施策の相互利用やシームレスな利用を推進し、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで知財支援のシナジーを創出し、施策効果を向上。
(第3次地域知財活性化行動計画(改訂版))
- 中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワークを通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等を実施。
(成長戦略)
- 特許庁、中小企業庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、日本商工会議所による「知財経営支援ネットワーク」を活用し、セミナー開催や専門家派遣等を実施。よろず支援拠点やINPIT知財総合支援窓口等の連携を強化。
(小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期))

- 中堅企業は、取引先、大学・公的研究機関、スタートアップや知財・標準の専門家との連携に関して、成長段階に応じた適切なパートナーに巡り会えていないのが現状。目線の高い研究開発等の目標を掲げた上で、共同研究開発・知財標準戦略策定にかかる適切なパートナーへアクセスできる環境を構築することが重要。（中堅企業成長ビジョン）

- 研究開発の推進と外部資金の確保、研究成果の活用促進、知的財産の活用による道における研究開発等の推進、及び北大リサーチ&ビジネスパーク構想の推進、地域における共創拠点の形成、関係機関の連携の強化等、産学官金等の多様な主体による協働の推進。（第4期北海道科学技術振興基本計画）

- 産学共同研究の推進、コーディネート機能の充実・強化等による研究成果の企業への移転及び事業化・実用化の推進（第4期北海道科学技術振興基本計画）

- 中小企業等の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に向け、知財経営に関するリテラシー向上に取り組む。（成長戦略）

- 小規模事業者の事業の拡大や持続的な発展には、経営者自らの経営計画の策定、知的財産の保護・活用を含めた需要開拓・新事業展開、価格交渉のための競争力強化といった需要を見据えた経営力の向上が必要。（小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）

- 独立行政法人工業所有権情報・研修館、地方公共団体、商工会議所、地域金融機関、弁理士会等関係者が連携して、知財経営支援人材を育成。（地方創生 2.0 基本構想）

- 知財創造・保護・活用に携わる知財教育に関する取組を広げる。（知的財産推進計画 2025）

- 科学技術を担う人材、本道の未来を担う産業人材の確保・育成、未来技術を支える社会的・人的基盤の整備等を推進。（第4期北海道科学技術振興基本計画）

参考資料3 北海道知的財産戦略推進計画【令和4年度～令和7年度】の活動総括

北海道知的財産戦略本部幹事会において、構成機関29機関（令和4年4月現在）から報告された資料をもとに、構成機関が令和4年度から7年度にかけて実施した事業について、5つの戦略に基づき整理した結果、以下のとおり、144事業が実施された。

事業数は、同一の機関が同一目的で複数年度にわたり継続実施した事業は1件として数え、次年度に事業名の変更を行ったもの、異なる戦略において実施したもの、及び他の機関が類似の名称で実施したものは別事業として整理した。

戦略1 スタートアップ・中小企業等における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進	63事業
戦略2 知的財産を活用した食・農業分野等のブランド形成の促進	14事業
戦略3 経済活動のグローバル化に対応する知財活動の推進	33事業
戦略4 人材育成及び知的財産学習支援の推進	24事業
戦略5 推進体制の充実・強化	10事業

これらの144事業について、実施した手法を以下の項目に分類し、次頁以降に戦略毎の実施施策と実施機関について整理を行った。

- i 説明会開催
- ii 窓口設置・窓口対応
- iii 個別訪問
- iv 専門家派遣
- v 伴走型・加速化支援
- vi 情報発信・啓発・奨励・セミナー・イベント
- vii 侵害の水際対策・取締り
- viii 研修・講習・人材育成
- ix 資金的支援
- x マッチング・オープンイノベーション
- xi ネットワーク形成・連携構築

戦略1：スタートアップ・中小企業等に対する知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進 1 / 2

施策	実施団体	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【説明会開催】(2事業)					
知的財産権制度説明会(初心者・実務者向け)	INPIT・経産局	○	○	-	○
地理的表示(GI)保護制度の説明	農政事務所	○	○	○	○
【窓口設置対応】(21事業)					
スタートアップ知財支援窓口の設置	INPIT	-	-	○	○
インキュベーション事業	中小機構	○	○	○	○
よろず支援拠点(及び同拠点利用顧客)への弁理士派遣	弁理士会	○	○	○	○
北海道よろず支援拠点	中小企業総合支援センター	○	○	○	○
商工会議所個別相談会	道内4商工会議所	○	○	○	○
知財総合支援窓口事業	発明協会・INPIT・弁理士会・弁護士会・経産局等	○	○	○	○
経営相談事業	中小機構	○	○	○	○
知財窓口専門家による相談対応	弁理士会	○	○	○	○
知財活用支援事業<権利化支援>	JST	○	○	○	-
知財活用支援事業<特許相談>	JST	○	○	○	-
知財活用支援事業<パッケージ化>	JST	○	-	-	-
ライセンス活動	JST	○	-	-	-
営業秘密支援窓口	INPIT	-	-	○	○
R&Bパーク札幌大通サテライト(HiINT)相談窓口事業	産総研(HiINT)	○	○	○	○
常設無料相談会	弁理士会	○	○	○	○
知的財産仲裁センターの運営	弁護士会・弁理士会	○	○	○	○
模倣品・海賊版被害相談窓口	JETRO	○	○	○	○
知財総合支援窓口での相談及び受任処理	弁護士会	○	○	○	○
知的財産関連法律相談及び受任処理	弁護士会	○	○	○	○
展示等における無料相談コーナーの設置	道・発明協会	○	-	-	-
アカデミア知財支援窓口の設置	INPIT	-	-	○	○
【個別訪問】(3事業)					
個別企業等訪問事業	経産局	○	○	○	○
市町村・商工会議所等訪問	経産局	○	○	○	○
大学の知的財産マネジメント支援	発明協会	○	○	○	○
【専門家派遣】(3事業)					
知財マネジメント普及モデル事業の実施	道・弁理士会	○	○	○	○
地域における各種団体等による中小企業支援活動の参画	弁護士会・弁理士会	○	○	○	○
競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業(iNat事業)	INPIT	-	-	○	○
【伴走型・加速的支援】(6事業)					
スタートアップ等の知財戦略作成アクセラレーション事業	経産局	○	○	○	○
バイオ分野における地域外人材を活用した知的財産支援モデル調査事業	経産局	○	-	-	-
中小企業・スタートアップの知財活用アクションプランに基づく支援	INPIT	○	○	-	-
IPランドスケープ支援事業	INPIT	○	○	○	○
大学発スタートアップ支援エコシステム構築	北海道大学	○	○	○	○
大学等の研究成果の実装に向けた知財支援事業(iAca事業)	INPIT	-	-	○	○

戦略1：スタートアップ・中小企業等に対する知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進 2 / 2

施策	実施団体	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【情報発信・啓発・奨励セミナー・イベント】（18事業）					
中小・スタートアップの創出・成長に向けた知財オープンイノベーション事業	経産局	-	-	-	○
宇宙ビジネス拡大のための知財支援事業	経産局・弁理士会・INPIT	-	-	○	-
衛星データビジネス創出支援事業	経産局	-	-	-	○
中小企業知的財産活動支援事業補助金	経産局	○	○	○	○
つながる特許庁	経産局（特許庁・弁理士会）	○	○	○	○
金融機関を対象とした知財金融の促進（知財金融事業）	経産局（特許庁）	○	○	○	○
国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）	JETRO	○	○	○	○
知的財産セミナーの開催	農政事務所	○	-	○	-
北海道地方発明表彰	発明協会・経産局・道・弁理士会	○	○	○	○
知的財産権等に関する情報提供	発明協会	○	○	○	○
農林水産分野における知的財産普及啓発セミナーの開催	道と関連機関	○	-	-	-
展示会等への出展	道総研	○	○	○	○
研究成果発表会等の開催	道総研	○	○	○	○
研究シーズ集WEB版のリニューアル	東海大学	○	○	-	-
大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施	東海大学	○	○	-	-
東海大学公式HPを活用した情報公開	東海大学	-	-	○	○
北海道知的財産戦略本部インフォメーションの活用	東海大学	-	-	-	○
大学シーズの発信	北海道大学	○	○	-	-
【研修・講習・人材育成】（3事業）					
道内金融機関向け講習会及びイベント等の開催	弁理士会	○	○	○	○
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）講習会	INPIT	○	○	○	○
企業・団体向け「J-PlatPat個別説明会・意見交換会」	INPIT	○	○	○	○
【マッチング・オープンイノベーション】（6事業）					
北海道知的所有権センター事業	発明協会・道	○	○	○	○
J-GoodTech（ジグテック）によるビジネスマッチング	中小機構	○	○	○	○
大学シーズと企業のニーズのマッチング継続強化	北海道大学	○	○	○	○
特許等活用支援事業	発明協会・道総研	○	○	○	○
開放特許等を活用した知財マッチング事業	発明協会・経産局	-	○	-	-
知的財産ビジネスマッチングの北海道版ロールモデル創出事業	発明協会・経産局	-	-	○	-
【ネットワーク形成・連携構築】（1事業）					
道内諸団体（土業団体、公共機関、教育機関等）との連携強化	道内諸団体・弁理士会	○	○	○	○

戦略2：知的財産を活用した食・農業分野等のブランド形成の促進

施策	実施団体	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【窓口設置対応】（1事業）					
知財総合支援窓口事業	発明協会・INPIT・経産局	○	○	○	○
【個別訪問】（1事業）					
事業協同組合等訪問	経産局・農政事務所	○	○	○	○
【専門家派遣】（1事業）					
地域ブランド確立促進支援事業	経産局	○	○	○	○
【情報発信・啓発・奨励セミナー・イベント】（10事業）					
デザイン経営導入支援事業	経産局	○	○	○	○
デザイン経営ガイドブック作成事業	経産局	-	-	○	-
地域団体商標カード（地団カード）の発行、配布	INPIT	-	○	○	○
地域団体商標展示会開催事業	経産局	-	-	○	-
地域団体商標登録産品認知度向上事業	経産局	-	-	-	○
知財を活用した観光ブランド向上支援事業	経産局	-	-	-	○
観光産業における知的財産普及啓発ガイドブック作成事業	経産局	-	-	-	○
地域団体商標活用促進事業（セミナー）	経産局	-	-	-	○
地理的表示（GI）保護制度の登録申請に向けた取り組みの推進	農政事務所	○	○	○	○
北大ブランド商品の拡大	北海道大学	○	○	○	○
【資金的支援】（1事業）					
植物品種等海外流出防止総合対策事業	農政事務所	○	○	○	○

戦略3：経済活動のグローバル化に対応する知財活動の推進

施策	実施団体	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【説明会開催】(4事業)					
地理的表示(GI)保護制度の説明	農政事務所	○	○	○	○
安全保障貿易管理・営業秘密管理説明会	経産局	○	-	-	-
海外への技術流出防止対策講話の開催	道警	-	○	○	○
特許出願非公開制度に関する周知	経産局・内閣府・特許庁	-	○	-	-
【窓口設置対応】(3事業)					
知財総合支援窓口事業	発明協会・INPIT・経産局	○	○	○	○
適切な相談対応	道警	○	○	○	○
海外展開知財支援窓口	INPIT	○	○	○	○
【専門家派遣】(2事業)					
海外知的財産プロデューサー等と連携した個別中小企業支援	経産局・INPIT	○	○	○	○
海外における営業秘密漏えい対策支援事業(中国、タイ、ベトナム、インドネシア)	JETRO	○	○	○	○
【情報発信・啓発・奨励セミナー・イベント】(11事業)					
海外展開で活きるビジネス・知財総合戦略	INPIT	○	-	-	-
海外輸出に関わるリスクマネジメントセミナー	経産局・INPIT	-	○	-	-
食輸出機能強化に向けたブランド形成促進事業	経産局	-	-	-	○
セミナー・講演会の実施	JETRO	○	○	○	○
海外における在外日系企業等支援活動	JETRO	○	-	-	-
デザインを活用した商品の輸出・海外展開支援事業	経産局・JETRO	-	○	○	-
経済団体と協力した取組の実施	道経連	-	○	○	○
農林水産知的財産保護コンソーシアムへの参画	道・農政事務所	○	○	○	○
知的財産セミナーの開催	農政事務所	○	-	-	-
農林水産知的財産コンソーシアムの活用	農政事務所	○	○	○	○
農林水産知的財産保護コンソーシアムにおける調査等の実施	道	○	○	○	○
【侵害の水際対策・取締り】(3事業)					
知的財産侵害物品の水際での取締り	函館税関	○	○	○	○
差止申立制度の周知	函館税関	○	○	○	○
知的財産侵害事犯の取締り	道警	○	○	○	○
【資金的支援】(10事業)					
PCT国際出願「軽減制度」「交付金制度」による外国出願支援	経産局	○	○	○	○
サポート型模倣品対策支援事業およびセルフ型模倣品対策支援事業	JETRO	○	○	○	○
防衛型侵害対策支援事業	JETRO	○	○	○	○
冒認商標無効・取消係争支援事業	JETRO	○	○	○	○
外国出願費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)	JETRO	○	○	-	-
外国出願「中間応答」費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)	JETRO	-	○	-	-
外国出願「審査請求」費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)	JETRO	-	○	-	-
植物品種等海外流出防止総合対策事業	農政事務所	○	○	○	○
外国出願費用の補助(中小企業等外国出願支援事業)	経産局・中小企業総合支援センター	○	○	○	○
外国出願費用の助成(海外権利化支援事業)	経産局(特許庁)・INPIT(発明推進協会)	-	-	○	○

戦略4：人材育成及び知的財産学習支援の推進

施策	実施団体	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【説明会開催】(1事業)					
知的財産権制度説明会(初心者・実務者向け)	INPIT・経産局	○	○	○	○
【研修・講習・人材育成】(23事業)					
金融機関向け知財活用支援事業	経産局・弁理士会・発明協会	○	○	○	-
(初級)特許情報活用研修	INPIT	○	○	○	○
(上級)特許情報活用研修	INPIT	○	○	○	○
知財総合支援窓口事業(勉強会・セミナー)	発明協会・INPIT・経産局	○	○	○	○
次世代経営人材ゼミの実施	道経連	○	-	-	-
アントレプレナー教育の強化	北海道大学	○	○	○	○
司法修習生向け専門分野研修の実施	弁護士会	○	○	○	○
外部講師を招いての実務家向け研修会の実施	弁護士会	○	○	○	○
eラーニング教材の開発と閲覧サービス	INPIT	○	○	○	○
中小企業大学校旭川校及び札幌キャンパスによる研修	中小機構	○	○	○	○
産業人材育成支援事業(派遣) (中小企業競争力強化促進事業)	中小企業総合支援センター	○	○	○	○
産業人材育成支援事業(招へい) (中小企業競争力強化促進事業)	中小企業総合支援センター	○	○	○	○
地域資源活用型教育支援事業(高校生向け知財授業)	経産局・弁理士会・発明協会	○	○	○	○
知的財産教育の支援	INPIT	○	○	○	○
パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト	INPIT・特許庁・文部科学省・日本弁理士会	○	○	○	○
大学、国立高等専門学校における知財セミナーの実施	弁理士会	○	○	○	○
産業支援機関向け知財人材育成支援事業	経産局・弁理士会・発明協会	-	-	-	○
サイエンスパークの開催及び知的財産コンテンツの出版	道・北海道大学・道総研・弁理士会・産総研	○	○	○	○
北海道青少年科学技術振興作品展の開催	発明協会	○	○	○	○
札幌市創意くふう作品展の開催	発明協会	○	-	-	-
道職員に対する著作権等の知的財産権に関する研修	道・発明協会	-	-	-	○
イノベーター育成事業(小学生向け)	経産局	-	-	-	○
イノベーター育成調査研究事業(子ども科学技術工作研究所)	発明協会	-	-	-	○

戦略5：推進体制の充実・強化

施策	実施団体	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【情報発信・啓発・奨励セミナー・イベント】（4事業）					
知財本部ホームページ等による情報提供	経産局・全構成機関	○	○	○	○
ホームページ等による知財情報の一元的提供	産総研（HiINT）・各構成機関	○	○	○	○
幹事会各機関の知財関連の情報発信のための合同施策説明会	全構成機関	-	-	○	○
知財本部インフォメーション（メルマガ）による情報提供	道・全構成機関	-	-	○	○
【ネットワーク形成・連携構築】（6事業）					
知財本部体制の見直し	経産局・全構成機関	○	-	-	○
北海道地域大学等知的財産部門連絡会議への参加	北海道大学	○	○	○	○
知財総合支援窓口事業	発明協会・INPIT・経産局・道・中小企業総合支援センター・中小機構・JETRO等	○	○	○	○
北海道知的財産情報センター及びサテライトの利用促進	弁理士会・発明協会・道	○	○	○	○
地域知財経営支援ネットワークの構築	経産局・INPIT・弁理士会・商工会議所	-	○	○	○
知財経営支援モデル地域創出事業	経産局・INPIT・弁理士会・商工会議所	-	-	○	○

(補足) 現行計画に記載されている数値目標に対する実績 (令和7年度は12月末現在又は1月末現在)

【戦略1】

- ・特許流通サポーターによる特許流通相談件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度目標 (参考 令和7年度目標)
相談件数	685件	790件	791件	726件	755件(735件)

- ・道内大学等における特許権等の実施許諾数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度目標 (参考 令和6年度目標)
実施許諾数	1,960件	1,821件	1,162件	-	880件(2,240件)

- ・INPIT北海道知的財産総合支援窓口における新規のスタートアップ・中小企業等に対する「相談件数」、「専門人材による支援件数」、「よろず支援拠点との連携件数」

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	年度目標
相談件数	456件	624件	548件	360件	570件
専門人材	26件	19件	19件	21件	30件
よろず支援	22件	12件	20件	7件	30件

- ・中小企業・ベンチャー企業における知財戦略構築を目的とした弁理士及び中小企業診断士等専門家による伴走型支援

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	年度目標
計	20社	20社	21社	16社	10社以上
内 訳					
アクセラレーション	10社	13社	15社	10社	-
INPIT加速的支援	-	1社	1社	2社	-
大学発スタートアップ支援	10社	-	-	-	-
知財マネジメント普及モデル	-	6社	5社	4社	-

- ・中小企業におけるビジョン及び新製品・新サービス創出等に資するデザイン経営導入支援

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計	4年間計目標
デザイン経営導入支援	2件	4件	-	-	6社	5社以上

【戦略2】

- 地域団体商標及び地理的表示（GI）保護制度の累積出願（申請）件数

	令和4年度～7年度 の出願件数	累積出願件数	累積出願件数の目標	累積登録件数（参考）
計	10件	84件	70件	55件
内 訳				
地域団体商標	6件	68件	－	44件
地理的表示	4件	16件	－	11件

- 道内団体等に対する、地域団体商標制度及び地理的表示（GI）制度等の普及啓発にかかるセミナー等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	4年間目標
計	19回	9回	3回	4回	35回	10回以上
内 訳						
事業協同組合・ 一般	5回	1回	1回	2回	9回	－
農林漁業団体	12回	6回	2回	2回	22回	－
オンライン説明会	2回	2回	0回	0回	4回	－

【戦略3】

- 道内企業による国際特許出願件数及び国際商標出願件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度目標
計	114件	93件	95件	－	170件
内 訳					
国際特許出願	100件	77件	83件	－	－
国際商標出願	14件	16件	12件	－	－

- 海外への技術流出防止等に関するセミナー等の周知活動

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	4年間計	4年間計 目標
周知回数	16回	23回	39回	32回	110回	15回以上
内 訳						
地理的表示保護	15回	3回	3回	5回	26回	－
技術流出防止講話	－	20回	36回	27回	83回	－
安全保障貿易管理	1回	－	－	－	1回	－

- INPIT知財海外展開プロデューサー及びJETRO海外プロデューサー等専門家の派遣

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	年度目標
派遣回数	5回	15回	7回	10回	10回以上

【戦略4】

- ・各地域支援機関、金融機関等を対象に知的財産に関する知識を有し、支援機関へ橋渡しできる人材の育成を目的としたセミナー等の開催

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	4年間計	4年間計目標
開催回数	9回	12回	11回	13回	45回	40回以上
内 訳						
金融機関等	6回	6回	6回	10回	28回	－
初級・上級	1回	4回	3回	1回	9回	－
弁護士・司法 修習生	2回	2回	2回	2回	8回	－

参考資料4 北海道における地域別知的財産活動の状況

特許												
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	計	構成比
大学・研究機関	128	185	99	117	131	127	139	168	168	140	1,402	-
石狩	251	254	252	223	222	231	208	245	249	196	2,331	67%
後志	7	12	11	14	17	13	17	17	11	9	128	4%
空知	12	10	8	13	5	7	4	6	9	7	81	2%
胆振	14	20	10	13	14	12	18	24	14	12	151	4%
日高	0	3	2	3	5	4	5	4	2	4	32	1%
渡島	11	20	19	14	7	16	9	17	11	15	139	4%
檜山	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0%
上川	37	45	26	33	23	18	13	12	13	12	232	7%
留萌	0	0	0	0	2	0	2	1	0	0	5	0%
宗谷	1	1	2	3	1	0	2	1	0	1	12	0%
十勝	21	14	12	16	11	20	15	22	14	16	161	5%
釧路	5	6	4	1	3	4	7	10	9	7	56	2%
根室	4	6	6	1	1	2	2	2	4	3	31	1%
オホーツク	14	11	9	4	5	9	13	10	14	15	104	3%
総合計	505	588	460	455	447	463	454	539	518	437	4,866	100%

意匠												
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	計	構成比
大学・研究機関	0	0	1	1	1	1	5	4	0	1	14	-
石狩	78	86	94	86	90	129	111	160	141	111	1,086	68%
後志	34	20	16	21	19	10	5	17	2	16	160	10%
空知	5	3	2	1	16	16	3	3	3	4	56	4%
胆振	4	8	3	0	3	1	3	5	2	2	31	2%
日高	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0%
渡島	2	3	3	0	4	0	1	3	9	1	26	2%
檜山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
上川	8	7	6	6	5	15	13	14	7	8	89	6%
留萌	0	0	1	0	0	0	0	0	3	3	7	0%
宗谷	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0%
十勝	5	5	3	5	7	7	2	3	2	3	42	3%
釧路	2	4	14	7	1	3	6	3	1	11	52	3%
根室	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0%
オホーツク	13	5	6	9	7	4	0	0	2	0	46	3%
総合計	151	142	149	137	153	186	150	212	173	160	1,613	100%

商標												
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	計	構成比
大学・研究機関	8	7	11	3	9	14	16	22	11	3	104	-
石狩	728	850	876	870	919	1,151	1,477	1,373	932	991	10,167	68%
後志	30	61	65	74	60	57	75	67	54	73	616	4%
空知	23	33	40	51	37	45	34	57	74	43	437	3%
胆振	34	42	25	39	34	57	64	60	36	44	435	3%
日高	4	2	9	6	18	5	16	13	7	9	89	1%
渡島	61	43	42	59	41	64	64	76	60	43	553	4%
檜山	1	1	7	3	5	4	5	3	4	2	35	0%
上川	83	53	90	70	84	83	89	104	72	80	808	5%
留萌	5	7	11	7	7	4	11	6	2	12	72	0%
宗谷	7	9	9	1	4	7	17	9	10	5	78	1%
十勝	84	78	85	79	72	107	114	113	59	78	869	6%
釧路	20	31	19	15	20	51	45	63	33	22	319	2%
根室	5	6	19	15	8	12	20	30	21	13	149	1%
オホーツク	28	31	39	48	49	46	52	55	30	34	412	3%
総合計	1,113	1,247	1,336	1,337	1,358	1,693	2,083	2,029	1,394	1,449	15,039	100%

※「特許庁公報」(2015年~2024年)を参考に作成